

資料1

第4次犬山市障害者基本計画・
第7期犬山市障害福祉計画・
第3期犬山市障害児福祉計画
(素案)

令和6年●月

犬 山 市

目次

第1章 計画策定の趣旨について	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 関連法等に係る年表.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	7
5 障害者の定義.....	7
6 計画の策定体制.....	7
第2章 障害のある人を取り巻く現状	9
1 障害のある人の状況.....	9
2 障害児の療育・教育、特別支援学校の状況.....	22
3 雇用・就業の状況.....	28
4 障害者数の推計.....	31
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念.....	35
2 重点課題.....	36
3 分野ごとの方向性.....	39
4 計画の体系.....	41
第4章 分野別施策の展開方向と今後の取組み	42
1 啓発・広報.....	42
2 相談・権利擁護.....	48
3 情報アクセシビリティ.....	53
4 生活支援.....	57
5 生活環境.....	65
6 保健・医療.....	74
7 教育・育成.....	80
8 雇用・就業.....	88

第5章	数値目標とサービスの見込み量.....	93
1	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における目標の進捗状況.....	93
2	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】.....	97
3	障害福祉サービスの見込み量.....	106
4	地域生活支援事業の見込み量.....	114

計画の点検・評価

資料編（団体ヒアリング内容）

追加予定

第1章

計画策定の趣旨について



計画策定の趣旨について

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障害者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障害をもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去することを基本理念とした取組が進められています。

犬山市（以下「本市」）では、「障害者計画」や「障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定を通じて、障害福祉の推進を図り、平成30年度に「第3次犬山市障害者基本計画」を、令和3年度に、「第6期犬山市障害福祉計画」、「第2期犬山市障害児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。これらの計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」を念頭に、今後の本市の障害者施策の基本的方針を定める「第4次犬山市障害者基本計画」と、その生活支援に関する実施計画「第7期犬山市障害福祉計画」、「第3期犬山市障害児福祉計画」を策定し、本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 関連法等に係る年表

年	内容
昭和45年	心身障害者対策基本法 公布
平成5年	心身障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
平成16年	障害者基本法 改正
平成18年	障害者自立支援法 施行
平成19年	重点施策
平成20年	障害者
平成23年	障害者
平成24年	障害者 障害者
平成25年	障害者 障害者総合支援法 施行（一部、平成26年に施行）
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 制定、施行
	障害者雇用促進法 一部改正
平成26年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 批准
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行（一部、平成28年に施行）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成28年	障害者差別解消法 施行
	障害者総合支援法 一部改正
	児童福祉法 一部改正
平成30年	第4次障害者基本計画 策定
	障害者総合支援法 改正
	児童福祉法 改正
	社会福祉法 一部改正
令和元年	社会福祉法 一部改正
令和2年	社会福祉法 一部改正
令和3年	障害者差別解消法 一部改正
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行
令和4年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 施行
	児童福祉法 一部改正
令和5年	障害者基本計画（第5次） 策定

現在修正作業中です
(法改正の主な内容を追記)

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「第4次犬山市障害者基本計画」（以下「本計画」）は、「障害者基本計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。「障害者基本計画」は本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をすための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を包含するものです。これらの計画の概要は以下のとおりです。

項目	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	中長期 (6年)	短期 (3年)	短期 (3年)
基本的な考え方	国の障害者基本計画（第5次計画 令和5年度～令和9年度）及び、あいち福祉保健医療ビジョン2026（令和3年度～令和8年度）の内容と本市の現行計画（令和6年度～令和11年度）の進捗状況を確認し、策定します	国の基本指針の見直しの内容を始め、関係する指針や調査結果を踏まえるととも、第6期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じ今後の実施計画を策定します。	障害を有する児童の健全やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じ今後の実施計画を策定します。

【参考】

【「障害者基本計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】

<p style="text-align: center;">障害者基本計画</p> <p>障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障がい者福祉サービスにかかわる諸施策の総括的な計画です。</p>	<p style="text-align: center;">障害福祉計画・障害児福祉計画</p> <p>「自立した生活の支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込量等を設定するものです。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・入所者地域生活移行 ・精神障害者地域生活移行 ・一般就労移行 ・地域生活支援事業 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援 ・障害児相談支援

【「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正のポイント】（令和5年）

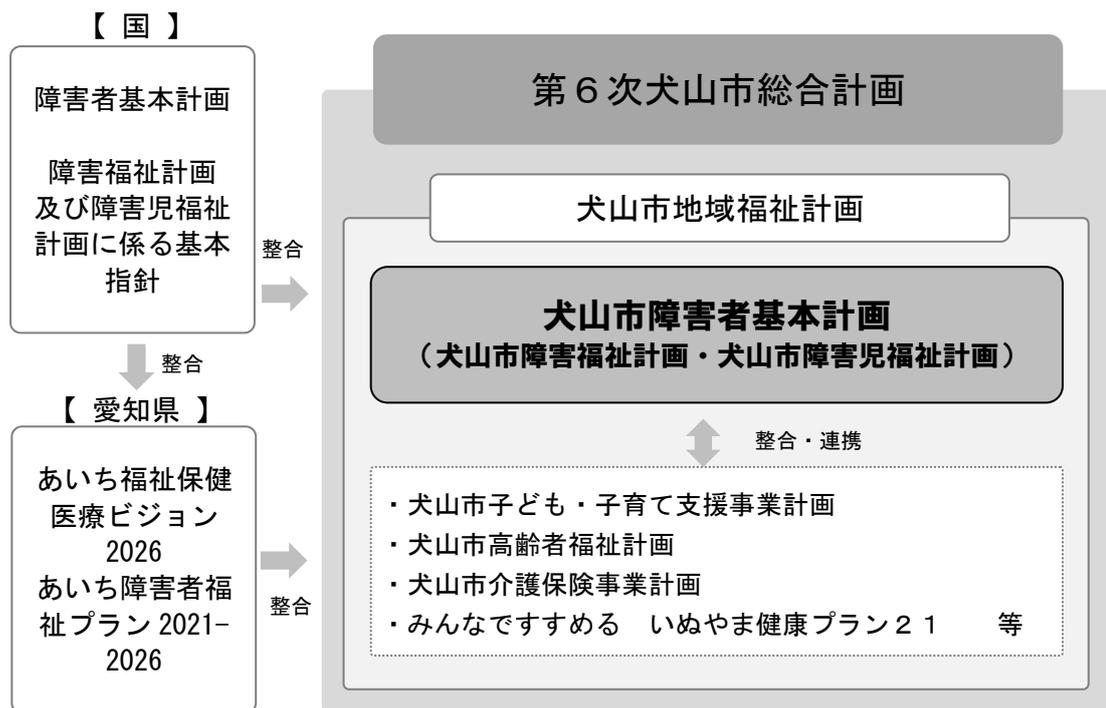
（1）指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

現在修正作業中です
（各票の関連づけを
明確に）

(3) 関連計画

本計画は、犬山市のまちづくりの総合的指針である「第6次犬山市総合計画」の将来像や理念を実現させるために、「犬山市地域福祉計画」及び「犬山市子ども・子育て支援事業計画」、並びに愛知県の「あいち福祉保健医療ビジョン2026」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、犬山市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



現在修正作業中です
(各計画の関連づけ
を明確に)

(4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障害をもつ人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障害福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障害のある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

今回策定する「犬山市障害者基本計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2028）年度までの6年間で計画の期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者計画				障害者計画 (第3次)		障害者計画 (第4次)			
障害児福祉計画				障害福祉計画 (第6期)		障害福祉計画 (第7期)			
				障害児福祉計画 (第2期)		障害児福祉計画 (第3期)			

現在修正作業中です
(国・県計画も図中に記載)

5 障害者の定義

本計画において、「障害者」「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」をいいます。

また、これらのうち満18歳に満たない者を「障害児」「障害のある児童」といいます。

6 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障害福祉に関する団体・障害福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「犬山市障害者計画推進委員会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を採り入れながら、計画を策定しました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、本市の障害福祉の現状や課題、意見や要望等を把握するために、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

【調査対象】

- ・ 障害手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちの18歳以上の方
- ・ 障害児通所支援を利用している方や障害に関わる手帳を所持する児童を養育している方
- ・ 18歳以上の市民

【調査期間】

令和4年10月6日～令和4年10月31日

【調査方法】

郵送配布・郵送回収及びインターネット回答

【回収状況】

	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する障害者	3,358 通	1,960 通	48.4%
障害児通所支援利用者	394 通	209 通	59.7%
一般市民	1,000 通	477 通	47.7%

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所窓口及び市ホームページにて公開し、住民意見を募り、計画策定の参考にしました。

第2章

障害のある人を取り巻く現状



第2章

障害のある人を取り巻く現状

第3章

現在修正作業中
す

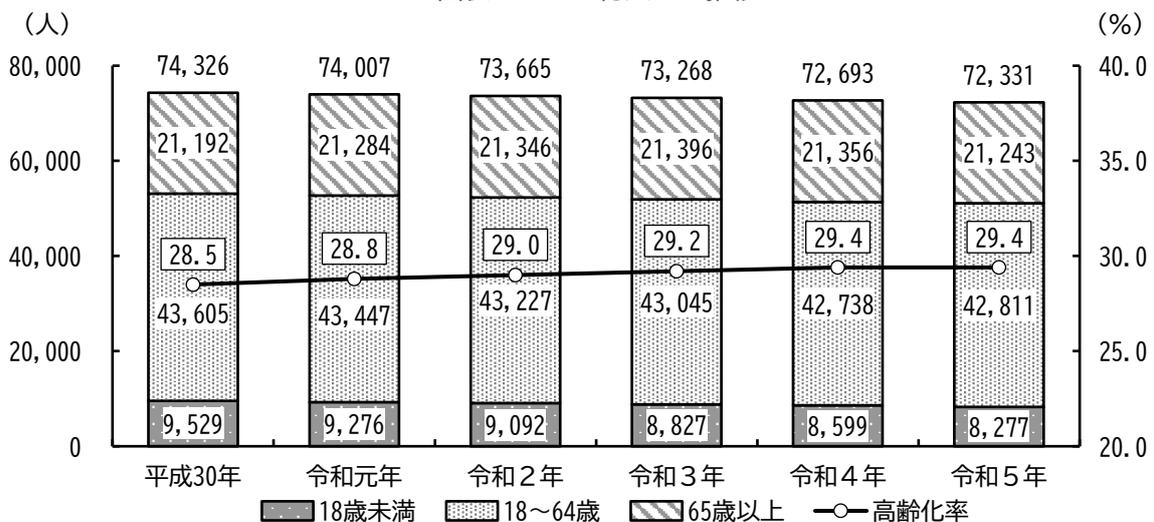
(数値確認、

1 障害のある人の状況

(1) 総人口の推移

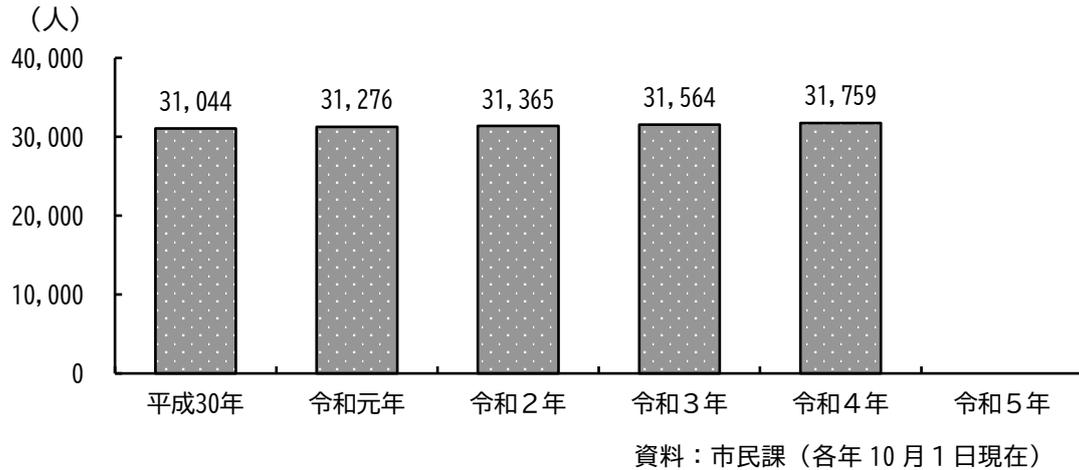
本市の総人口は全体的にゆるやかな減少を続けていますが、世帯数は増加しており、令和5年10月1日時点は72,331人となっています。年齢別では、18歳未満、18～64歳の人口は年々減少していますが、65歳以上人口も、令和3年までは増加傾向でしたが、以降は減少しています。高齢化率は、総人口の減少ともあいまって上昇傾向がみられ、令和5年の10月1日時点で29.4%となっています。

図表2-1 総人口の推移



資料：市民課（各年10月1日現在）

図表2-2 世帯数の推移

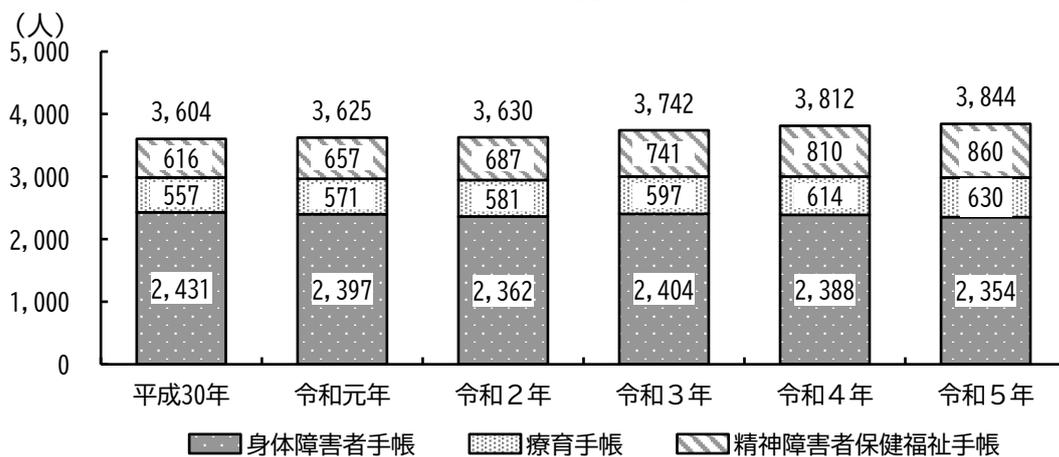


(2) 障害者手帳所持者の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

令和5年4月現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は3,844人となっています。平成30年以降、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

図表2-3 障害別手帳所持者数の推移



図表2-4 年齢階層別にみた障害者手帳所持者の推移

単位：人

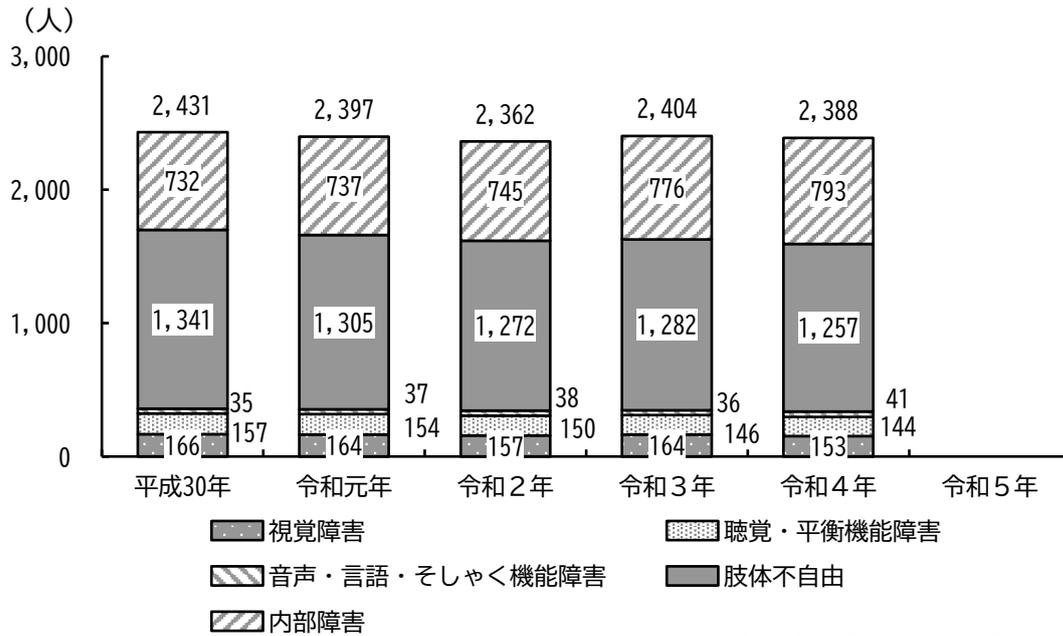
項目		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳 所持者	18歳未満						
	18～64歳						
	65歳以上						
	計						
療育手帳所持者	18歳未満						
	18～64歳						
	65歳以上						
	計						
精神障害者保健 福祉手帳所持者	18歳未満						
	18～64歳						
	65歳以上						
	計						

資料：●●●（各年4月1日現在）

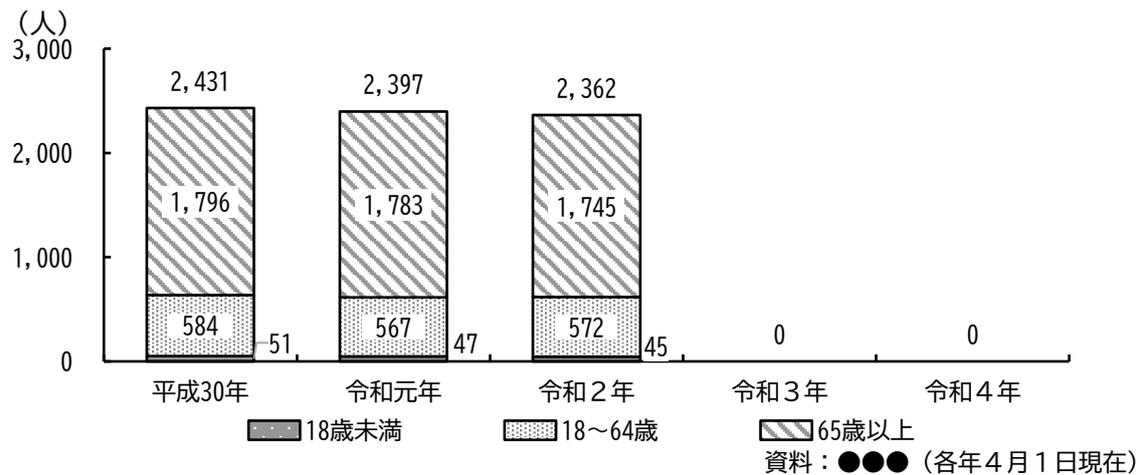
② 身体障害者手帳所持者

令和●年●月現在、身体障害者手帳所持者の障害種類別では、視覚障害は●人、聴覚・平衡機能障害は●人、音声・言語そしゃく障害は●人、肢体不自由は●人、内部障害は●人となっており、肢体不自由が●%と最も多くなっています。

図表2-5 障害種類別身体障害者手帳所持者の推移

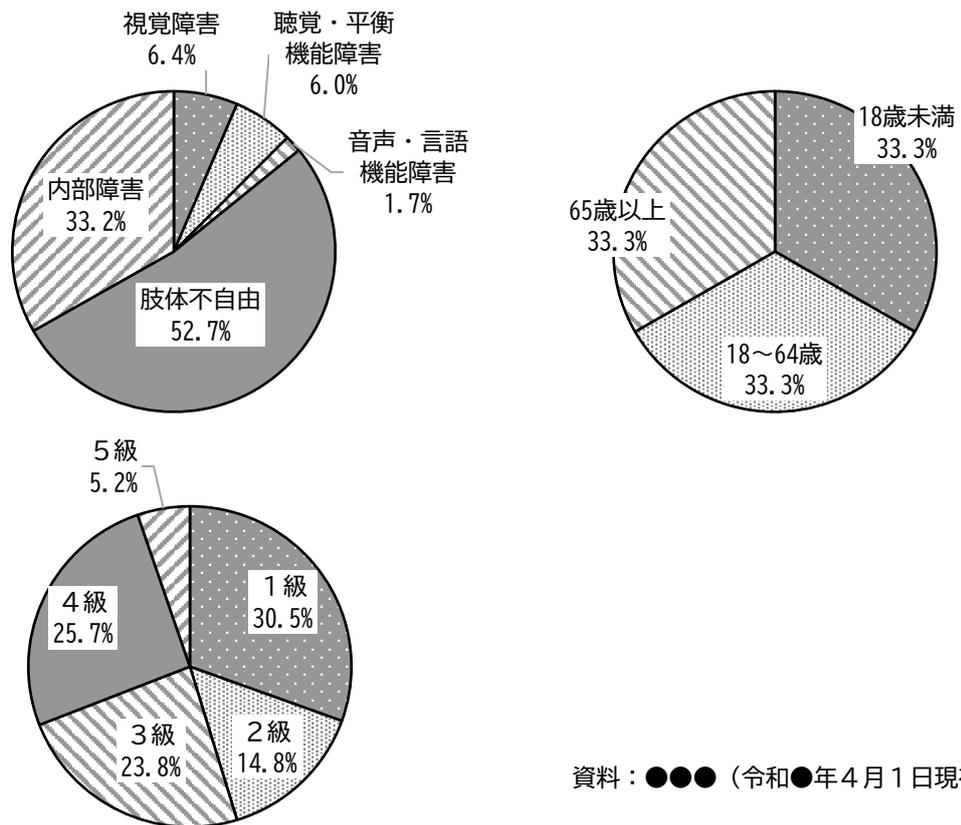


図表2-6 年齢階層別身体障害者手帳所持者の推移



年齢階層別身体障害者手帳所持者の構成比では、65歳以上が●%、障害種類別・年齢・性別では、肢体不自由で65歳以上の女性が●人で最も多くなっています。

図表2-7 年齢階層別、障害種類別、障害程度別身体障害者手帳所持者の構成比



図表2-8 障害種類別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	障害別 割合*
視覚障害	障害者							
	障害児							
	計							
聴覚・平衡 機能障害	障害者							
	障害児							
	計							
音声・言語・ そしゃく機能 障害	障害者							
	障害児							
	計							
肢体不自由	障害者							
	障害児							
	計							
内部障害	障害者							
	障害児							
	計							

※については、令和●年4月1日現在

資料：●●●（各年4月1日現在）

図表2-9 障害種類別・年齢別・性別でみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

	18歳未満			18～64歳			65歳以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
視覚障害												
聴覚・平衡機能障害												
音声・言語・そしゃく 機能障害												
肢体不自由												
内部障害												
合計												

資料：●●●（各年4月1日現在）

等級別では、1級が●%と最も多くなっています。障害種別・等級別では、内部障害の1級の●人が最も多くなっています。

図表2-10 等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	障害別 割合※
1級	障害者							
	障害児							
	計							
2級	障害者							
	障害児							
	計							
3級	障害者							
	障害児							
	計							
4級	障害者							
	障害児							
	計							
5級	障害者							
	障害児							
	計							
6級	障害者							
	障害児							
	計							
合 計								

資料：●●●（各年4月1日現在）

図表2-10 等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自 由	内部障害	合計	障害別 割合
1級	障害者							
	障害児							
	計							
2級	障害者							
	障害児							
	計							
3級	障害者							
	障害児							
	計							
4級	障害者							
	障害児							
	計							
5級	障害者							
	障害児							
	計							
6級	障害者							
	障害児							
	計							
合 計								

※については、令和●年4月1日現在

資料：●●●（令和●年4月1日現在）

③ 療育手帳所持者

令和●年●月現在、療育手帳所持者の障害程度別では、A判定は●人、B判定は●人、C判定は●人となっています。年々増加傾向となっており、A判定が●人で最も多くなっています。

図表2-12 障害程度別に見た療育手帳所持者数の推移

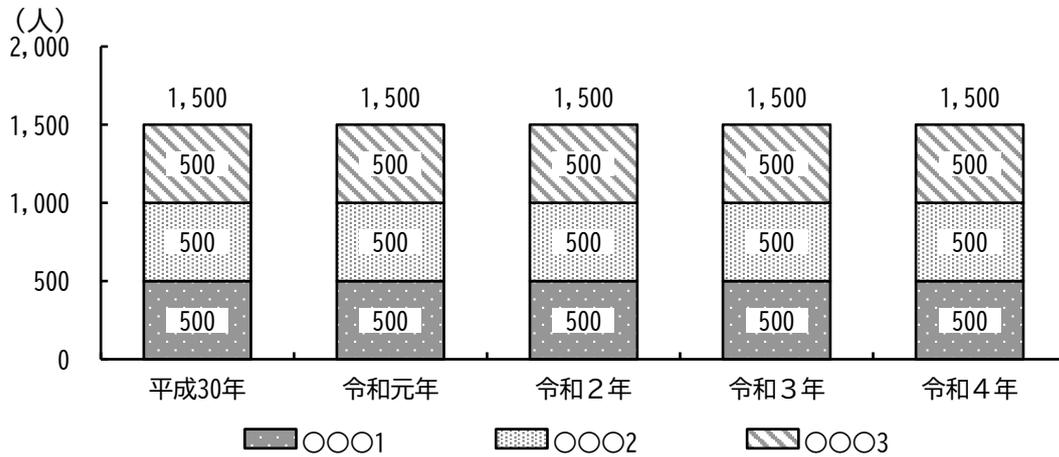
単位：人

項目		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	障害別割合*
A判定	障害者	46	49	49				
	障害児	174	175	179				
	計	220	224	228				
B判定	障害者	22	31	31				
	障害児	118	119	119				
	計	140	150	150				
C判定	障害者	85	81	83				
	障害児	112	115	120				
	計	197	196	203				
合計	障害者	153	161	163				
	障害児	404	409	418				
	計	557	570	581				

※については、令和●年4月1日現在

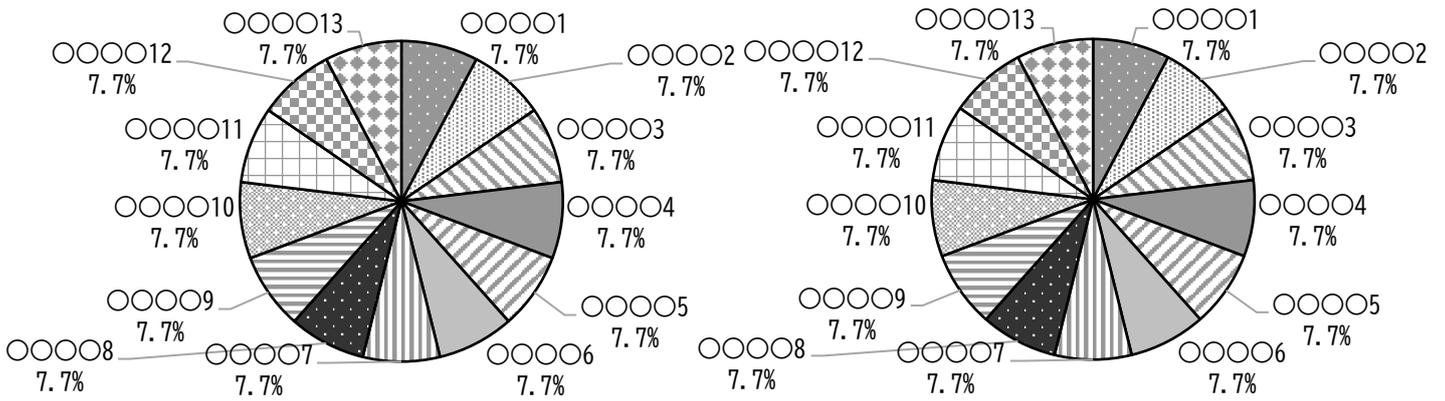
資料：●●●（各年4月1日現在）

図表2-13 年齢階層別療育手帳所持者数の推移



資料：●●●（各年4月1日現在）

図表2-14 年齢階層別、等級別療育手帳所持者の構成

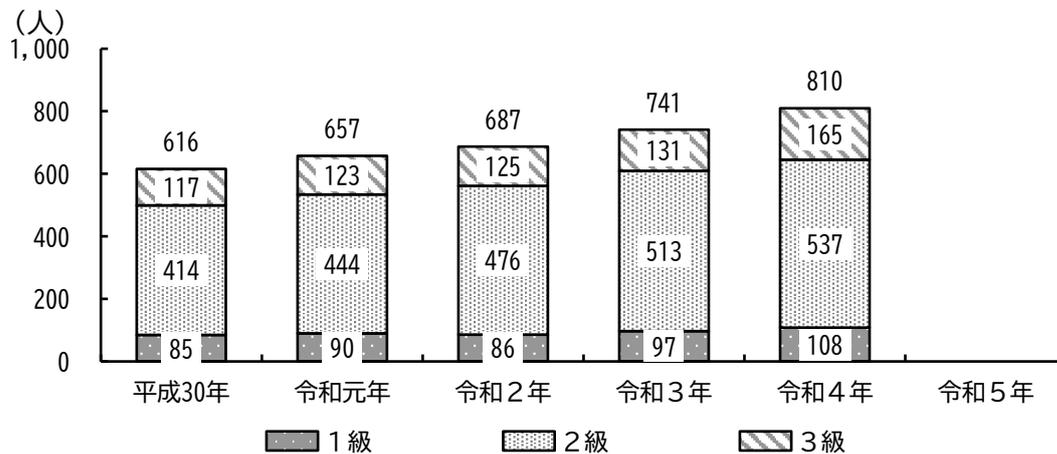


資料：●●●●（令和●年4月1日現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

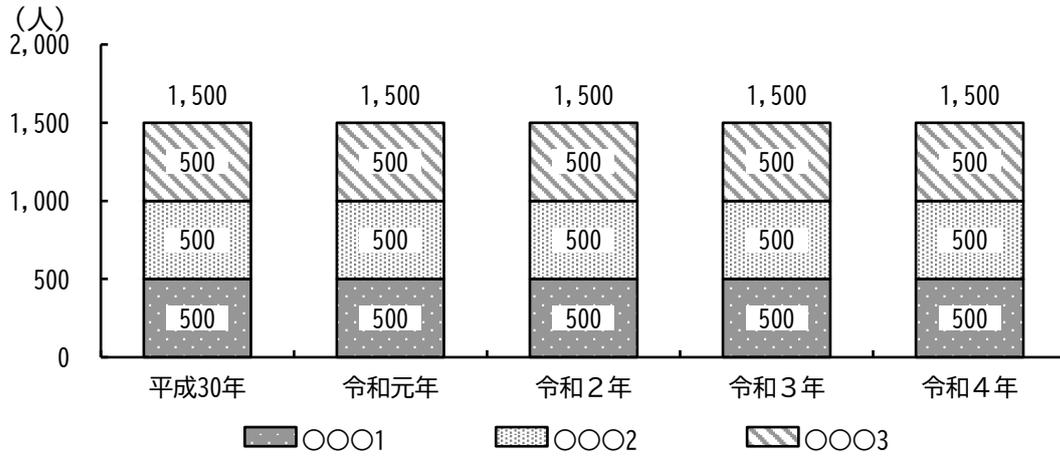
令和●年4月現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別では、1級は●人、2級は●人、3級は●人となっています。2級が最も多くなっており、年齢階層別では、いずれの年代も増加傾向となっています。

図表2-15 障害等級別に見た精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



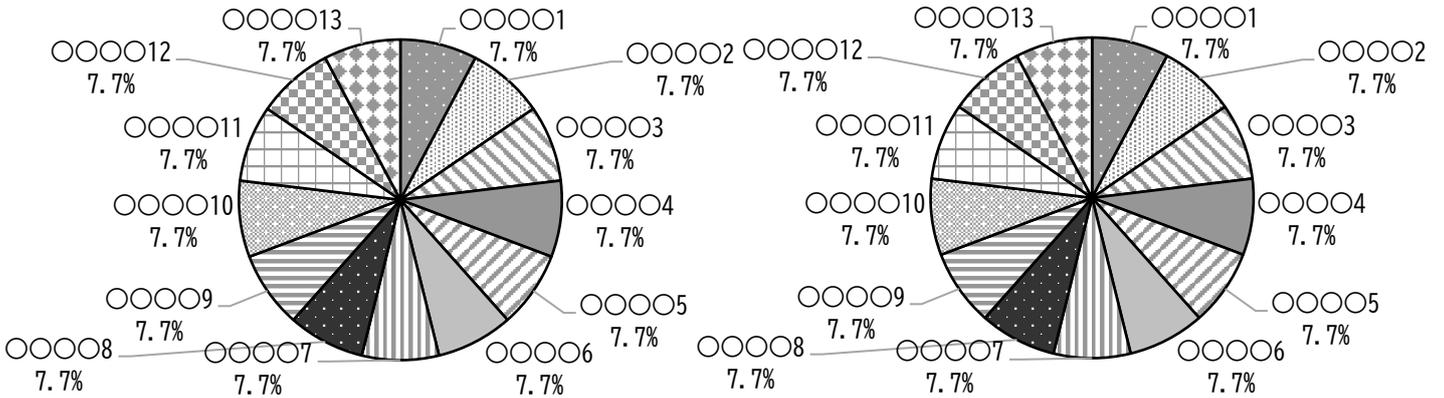
資料：福祉課（各年4月1日現在）

図表2-16 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：●●●（各年4月1日現在）

図表2-17 等級別、年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比



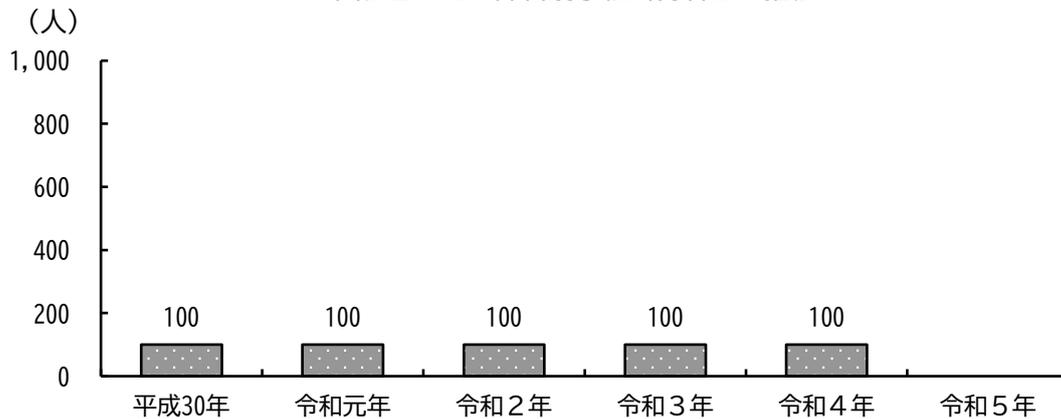
資料：●●●（令和●年4月1日現在）

(3) 精神疾患・自立支援医療の受給状況

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療・医療保護入院届・警察官などの通報により愛知県江南保健所で把握している本市の精神疾患患者数の平成●年と令和●年の比較では、●人から●人増の●人となっています。

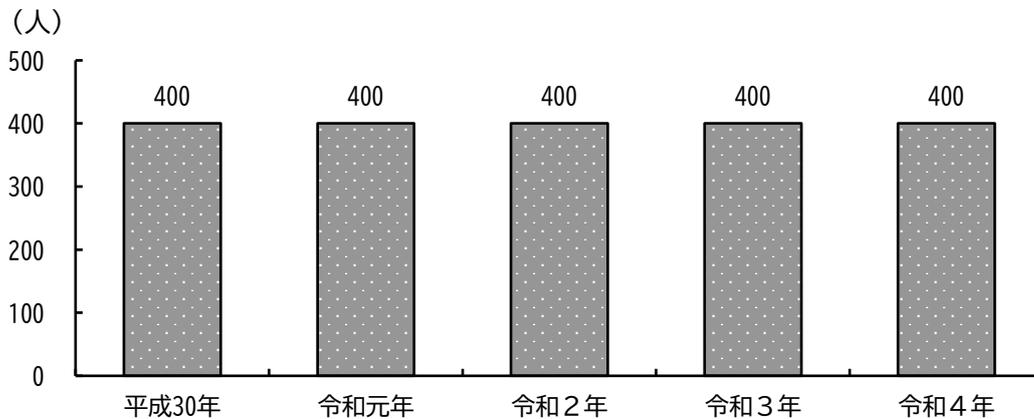
自立支援医療（精神通院）受給者も年々増加傾向にあります。

図表2-18 障害別手帳所持者数の推移



資料：愛知県江南保健所（各年12月31日現在）

図表2-18 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料：愛知県江南保健所（各年12月31日現在）

① 発達障害者

発達障害者支援法[※]では、発達障害とは、「自閉症[※]、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害[※]、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

犬山市教育委員会が、市内すべての小・中学校を対象に令和●年9月1日現在で調査した「通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒数」^(注)によると、小・中学校の通常の学級において、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は約●%（小学校●人、中学校●人、計●人）の割合で在籍しているという結果が出ています。

また、本市において、犬山市障害者扶助料を受給している人で、障害者手帳所持者を除いた自閉症やアスペルガー症候群などの診断を受けた人は、令和●年3月31日現在で●人となっています。

(注) 本調査は、担任教師による回答に基づくもので、LDの専門家チームや医師などの診断によるものではないため、本調査の結果は、LD・ADHD・高機能自閉症の割合を示すものではない点に留意する必要があります。

図表2-20 障害者扶助料を受けていて、自閉症状群と診断された者の数（手帳所持者を除く）

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自閉症状群と診断された者						

資料：●●●（各年3月31日現在）

② 高次脳機能障害者

交通事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態を高次脳機能障害といいます。令和●年生活のしづらさなどに関する調査によると、令和●年10月1日現在の全国推計人口の●千人あたり、医師から高次脳機能障害と診断された人の推計値は●千人とされ、この割合で本市の人口に当てはめると、令和●年10月時点で●人の高次脳機能障害者がいると推定されます。

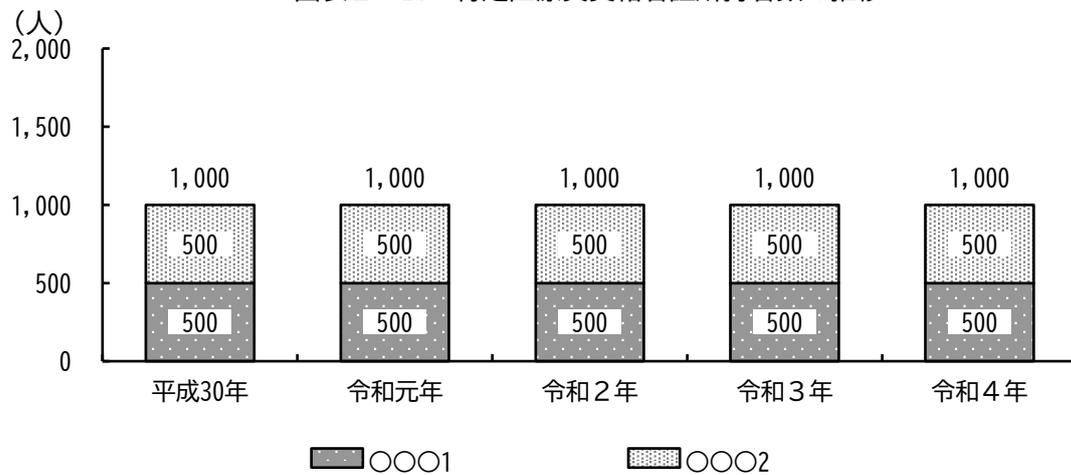
(4) 難病患者の状況

原因が不明で治療方法が確立していない疾病を難病と呼んでいます。長期の療養を必要とするため、指定を受けた疾病について、医療費が助成されます。

本市の特定医療費受給者証（指定難病・特定疾患）の所持者数の平成●年と令和●年の比較では、●人から●人増の●人となっています。

なお、指定難病の対象疾病数は、令和元年7月から333疾病が指定されていましたが、令和3年11月に疾病が追加され338疾病となっています。

図表2-21 特定医療費受給者証所持者数の推移



資料：愛知県江南保健所（各年4月1日現在）

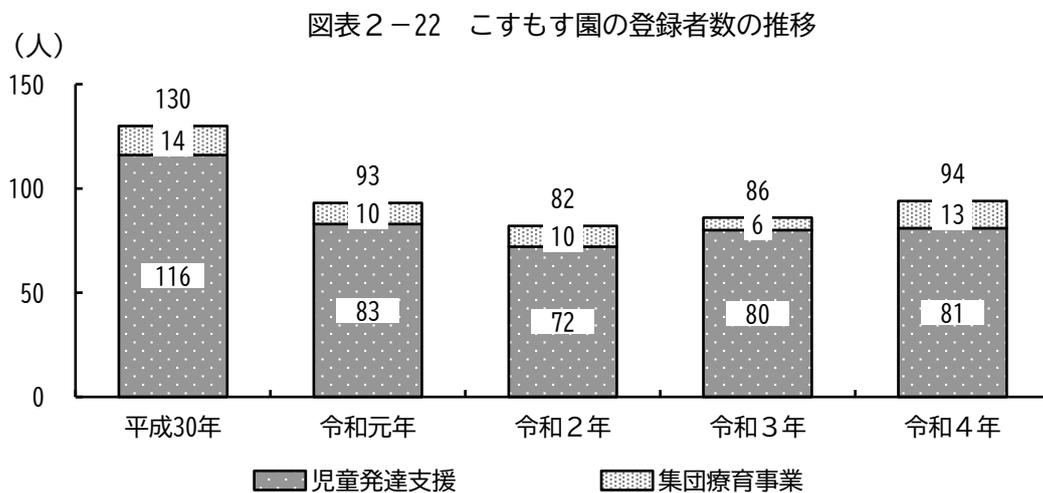
2 障害児の療育・教育、特別支援学校の状況

(1) 就学前の療育の状況

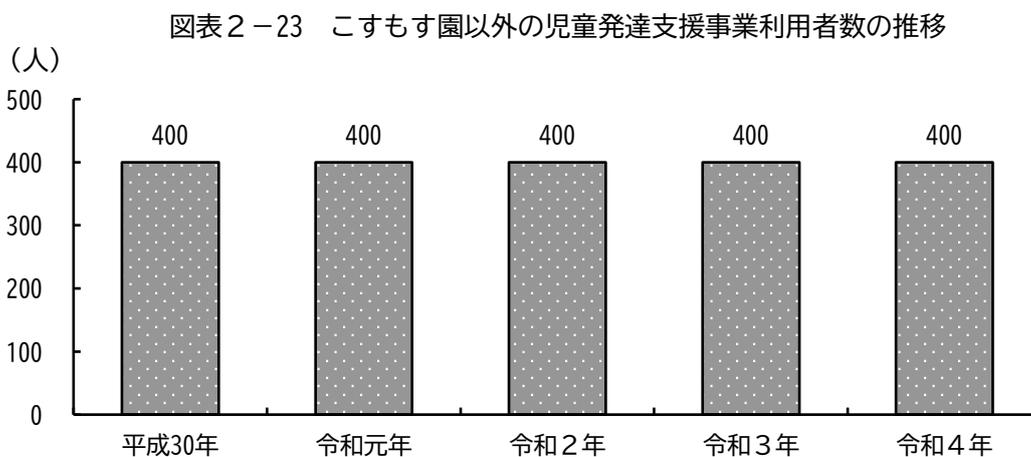
本市では、令和4年度末現在、こすもす園の登録者数は児童発達支援で81人、集団療育事業で13人となっています。

また、こすもす園以外の児童発達支援事業利用者数は令和●年9月現在、●人となっています。

(注) こすもす園では、児童福祉法に基づく児童発達支援対象児童には「犬山市児童発達支援事業実施施設こすもす園」として児童発達支援を、それ以外の児童には「犬山市心身障害児通園施設こすもす園」として、集団療育事業を実施しています。



資料：子ども未来課（各年度末現在）



資料：福祉課（各年度末現在、令和5年度は9月実績）

※こすもす園併用利用者を含む。

(2) 障害児保育の状況

本市では、子ども未来園（本市の公立保育園）での通常保育のなかで、集団保育が可能な障害児について、個々の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで他の子ども（健常児）との生活を通して両者がともに健全な発達が図られるよう、統合保育を実施しています。

子ども未来園における統合保育対象園児数は、令和●年以降●人ほどで推移し、令和●年度は●人となっています。

図表2-24 子ども未来園における統合保育対象園児数の推移

単位：人

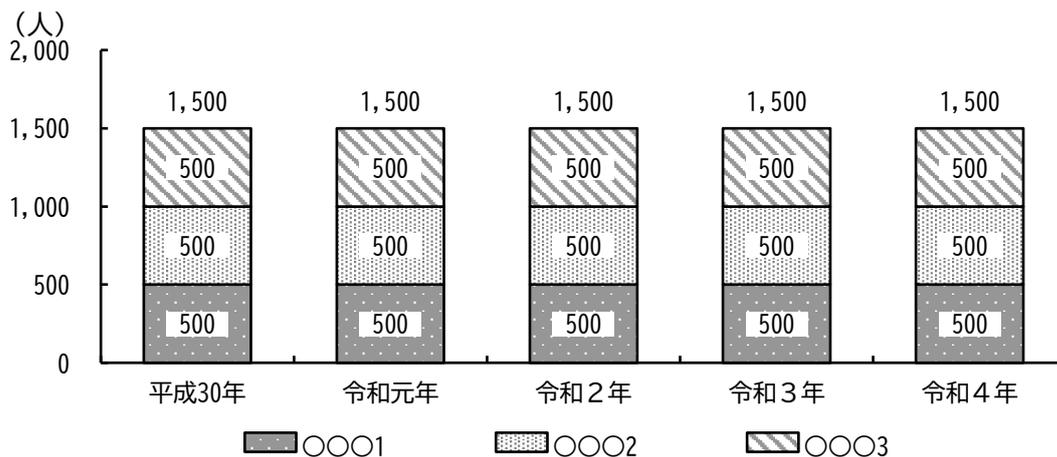
項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
統合保育対象園児						

資料：子ども未来課（各年3月31日現在）

(3) 放課後等デイサービスの状況

放課後等デイサービスの利用状況は、平成●年と令和●年の比較では、利用者が●人から●人増の●人となっています。令和●年9月現在、小学生が●人、中学生が●人、高校生が●人となっています。

図表2-25 放課後等デイサービスの利用状況

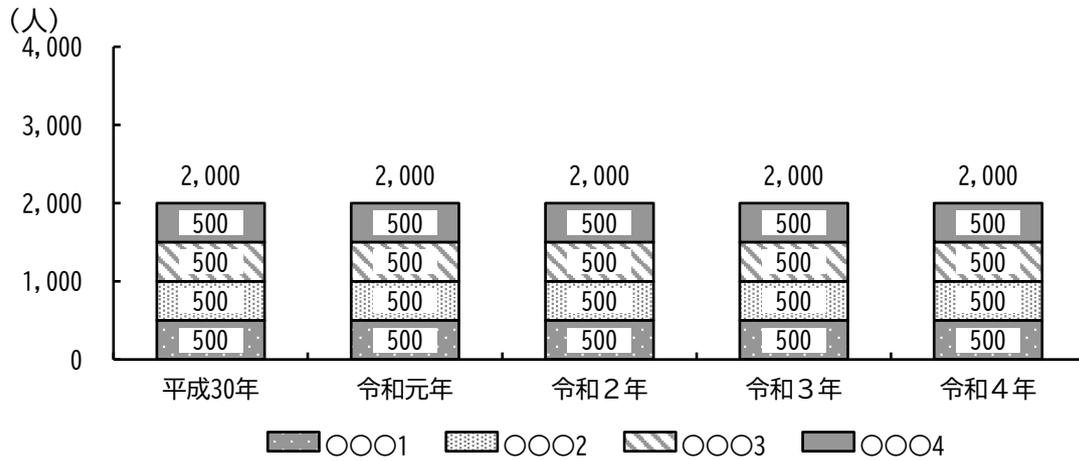


資料：福祉課（各年度末現在、令和5年度は9月実績）

(4) 特別支援学校の状況

特別支援学校在学者数は、高等部が●人と最も多く、次いで、小学部が●人、
 中学部が●人、幼稚部が●人となっています。

図表2-26 特別支援学校在学者数の推移



資料：愛知県教育委員会（各年5月1日現在）

市内在住児童の在学者数は横ばいとなっています。

図表2-27 学校別にみた特別支援学校在学者数の推移

単位：人

区分	学校名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
聾学校	一宮聾学校	幼稚部					
		小学部					
		中学部					
		高等部					
		計					
特別支援学校 (知的障害)	一宮東特別支援学校	小学部					
		中学部					
		高等部					
		計					
	春日台特別支援学校	幼稚部					
		小学部					
		中学部					
		高等部					
	計						
	春日井高等特別支援学校	高等部					
	大府もちのき特別支援学校 桃花校舎 (大府市)	高等部					
	(肢体不自由) 特別支援学校	一宮特別支援学校	幼稚部				
小牧特別支援学校		小学部					
		中学部					
		高等部					
		計					
(病弱) 特別支援学校	大府特別支援学校	小学部					
		中学部					
		高等部					
		計					
幼稚部 計							
小学部 計							
中学部 計							
高等部 計							
合計							

資料：愛知県教育委員会（各年5月1日現在）

(5) 特別支援学級の状況

本市では、令和●年5月現在、特別支援学級を設置する学校数は、市内の小中学校においては、小学校●校中●校、中学校●校中●校となっています。その在学者数は小学校●人、中学校●人となっており、平成●年度以降増加傾向です。障害種類別では、情緒障害の小学校在学者が●人で最も多くなっています。

図表2-28 特別支援学級を設置する学校数及び在学者数

単位：人

区分	小学校		中学校		計	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数	学校数	在学者数
市立	10		4		14	

資料：学校教育課（令和●年5月1日現在）

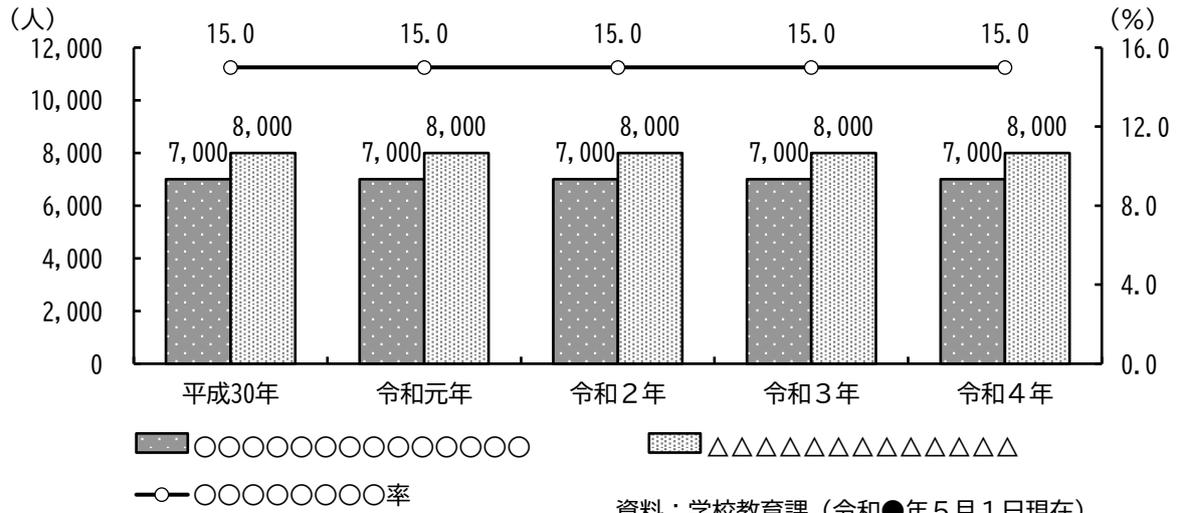
図表2-29 障害種類別にみた学級数と在学者数

単位：人

区分	小学校		中学校		計	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数	学校数	在学者数
知的障害						
肢体不自由						
病弱・身体虚弱						
弱視						
難聴						
言語障害						
情緒障害						
計						

資料：学校教育課（令和●年5月1日現在）

図表2-30 小・中学校における特別支援学級在学者数の推移



3 雇用・就業の状況

令和5年現在、民間企業における障害者の法定雇用率は2.3%と定められていますが、今後は、令和6年4月には2.5%、令和8年7月には2.7%と段階的に引き上げられるとされています。そのため、一定の従業員数を雇用している民間企業は、法定雇用率以上の障害のある人を雇用しなければなりません（障害者雇用率制度）。

また、これを満たさない企業からは、障害者雇用納付金を徴収し、それを財源として、障害のある人を多く雇用している企業に障害者雇用調整金や報奨金、各種助成金を支給したり、障害のある人を雇い入れるために作業施設整備や職場介助者配置を実施する事業主等に対して助成金を支給しています（障害者雇用納付金制度）。

犬山公共職業安定所（ハローワーク）管内^{（注）}の民間企業における令和●年6月の障害者雇用状況は、実雇用率は●%、雇用率達成企業の割合は●%となっています。

（注）犬山公共職業安定所の管轄区域は、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町です。

図表2-31 民間企業における障害者雇用状況

単位：人

区分	犬山公共職業安定所管内		愛知県		全国	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数	学校数	在学者数
45.5人～99人						
100人～299人						
300人～499人						
500人～999人						
1,000人以上						
計						

資料：学校教育課（令和●年5月1日現在）

犬山公共職業安定所管内の障害のある人への職業紹介状況は、令和●年度の新規求職申込数が身体障害者が●人、知的障害者が●人、精神障害者が●人の計●人となっています。

図表2-32 障害者の職業照会状況（犬山公共職業安定所管内）

単位：人

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
新規求職申込者															
就職件数															
新規登録者数															
有効求職数															
就業中の者															
保留中の者															

資料：子ども未来課（各年3月31日現在）

犬山公共職業安定所管内の障害のある人の登録者数は、令和●年度末で身体障害者が●人、知的障害者が●人、精神障害者が●人の計●人となっています。

また、就業者数は、身体障害者が●人、知的障害者が●人、精神障害者が●人の計●人となっています。

図表2-33 障害者の登録状況（犬山公共職業安定所管内）

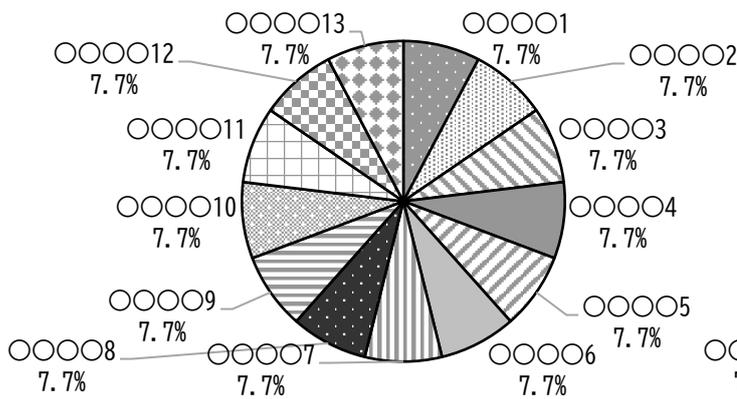
単位：人

区分	障害別	登録者数							
		登録者数		有効求職者数		就業中		保留中	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
身体障害者	視覚								
	聴覚・言語等								
	上肢								
	下肢								
	体幹								
	脳病変								
	内部疾患								
	小計								
知的障害者									
精神障害者他									
合計									

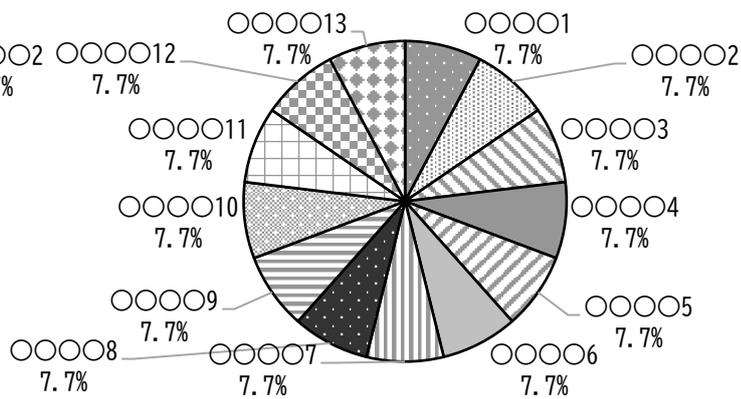
※犬山公共職業安定所管轄地区全体の統計であり、本市のみの統計ではありません。

資料：犬山市公共職業安定所（令和●年3月31日現在）

図表2-34 障害別有効求職数の構成比



図表2-35 障害別就業中の人の構成比



資料：●●●●（令和●●年4月1日現在）

4 障害者数の推計

(1) 総人口の推計

総人口は、年齢、階層別人口を基礎データとして、コーホート変化率法※により推計しました。

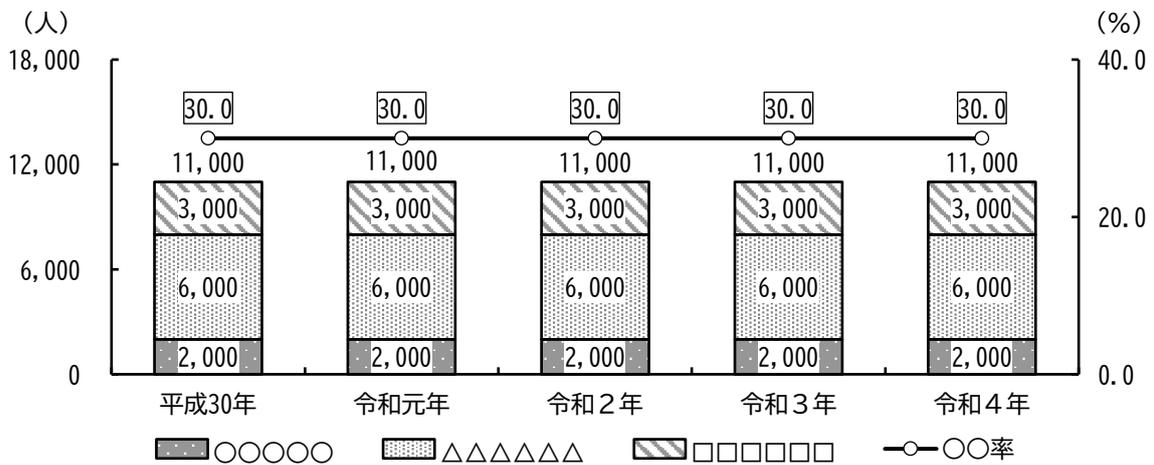
本市の将来人口は緩やかに減少し、令和●年には●人となると推計され、また、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は●%以上になると見込まれます。

図表2-36 年齢階層別総人口の推計

単位：人

項目	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
18歳未満					
18～64歳					
65歳以上					
高齢化率	%	%	%	%	%
計					

資料：*****



資料：*****

※コーホート変化率法による算出

(2) 障害者数の推計

総人口の推計を踏まえ、障害者数及び出現率をもとに、本市の障害者数を推計しました。

① 身体障害者手帳所持者の推計

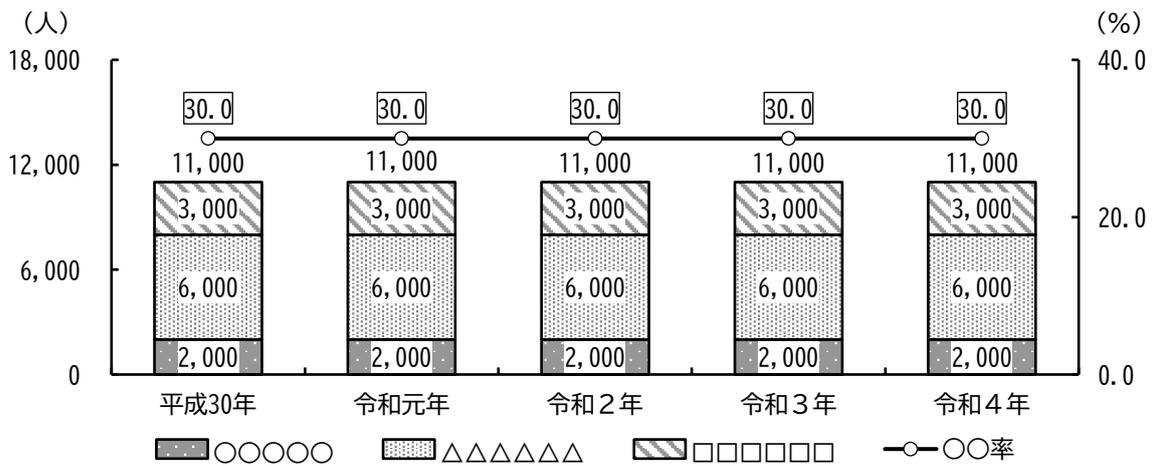
本市の身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向となり、令和●年には●人となると見込まれます。

図表2-37 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推計

単位：人

項目	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
18歳未満					
18～64歳					
65歳以上					
計					

資料：●●● (各年10月1日現在)



資料：*****

※令和●年から令和●年までの身体障害者手帳所持者（各年10月1日現在）の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。

② 療育手帳所持者数の推計

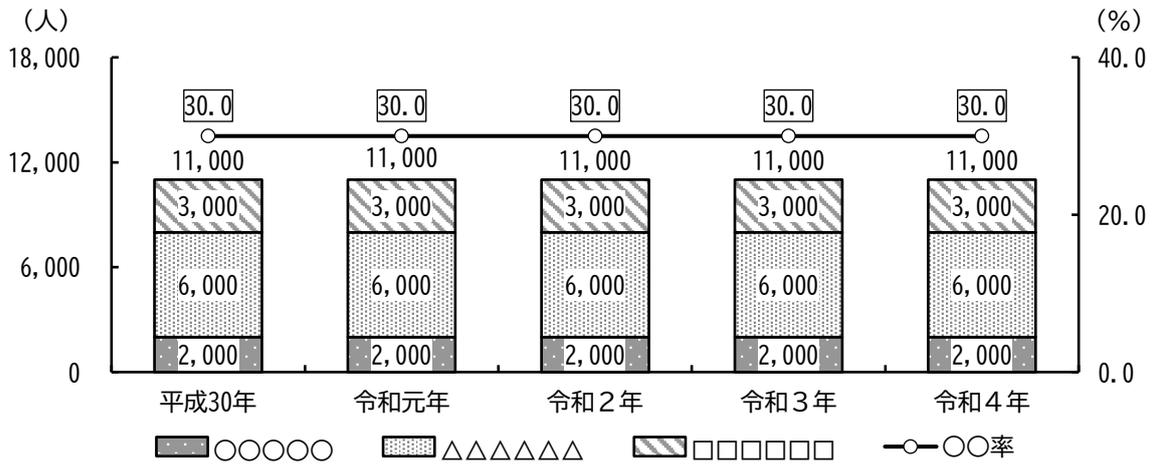
本市の療育手帳所持者数は増加し、令和●年には●人となると見込まれます。

図表2-38 年齢階層別療育手帳所持者数の推計

単位：人

項目	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
18歳未満					
18～64歳					
65歳以上					
計					

資料：●●● (各年10月1日現在)



資料：*****

※令和●年から令和●年までの療育手帳所持者（各年10月1日現在）の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計

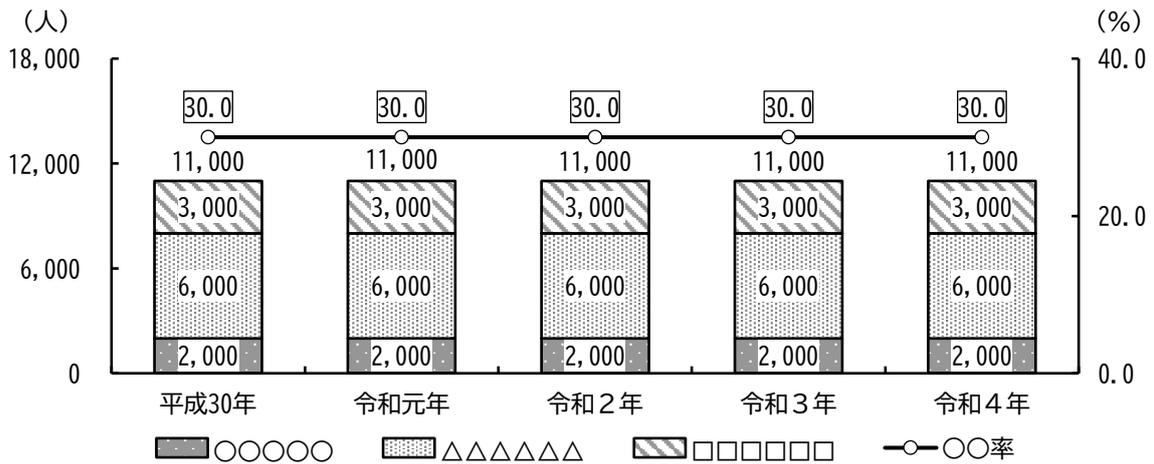
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加し、令和●年には●人となる
と見込まれます。

図表2-87 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推計

単位：人

項目	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
18歳未満					
18～64歳					
65歳以上					
計					

資料：●●● (各年10月1日現在)



資料：*****

※令和●年から令和●年までの精神障害者保健福祉手帳所持者（各年10月1日現在）の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。

第3章

計画の基本的な考え方



計画の基本的な考え方

第3章

現在修正作業中です
(文章精査中)

1 基本理念

我が国は、平成26年に「障害者権利条約」を批准しましたが、この条約の批准に向けて、様々な国内法の整備が進められました。

特に、平成23年に改正された障害者基本法では、第1条において「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」としており、“共生社会の実現”が目的として掲げられています。

犬山市におきましても、令和6年●月に「犬山市手話言語条例」を施行するなど、共生社会の実現に向けて、誰もが住みなれた地域や家庭で共に生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障害のある人の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権をめざすという「リハビリテーション」の理念のもと、様々な障害者に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

また、本計画の上位計画である「第6次犬山市総合計画」においても、市の将来像「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」とし、この将来像の実現に向けて、障害者福祉分野では、障害のある方が自立して生活でき、自分らしさを発揮して活躍できるまちづくりを掲げています。

今後も、犬山市障害者基本計画では、共生社会の実現に向けて、ノーマライゼーションとリハビリテーションを向かうべき方向と定め、障害の有無に関わらず、人格や個性が尊重され、いきいきと暮らしていける社会の実現を目指します。

本計画においては、前計画の基本理念を引き継ぎ、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが穏やかに暮らしていける地域社会の構築をめざし、キャッチフレーズを「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」とします。

【 基 本 理 念 】

誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山

2 重点課題

(1) 住み慣れた地域における自立生活への支援

- ・ 障害者が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていくことが必要です。
- ・ 福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障害者が個々のニーズや実態に応じて適切な支援が受けられるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。
- ・ 障害者が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を図っていく必要があります。
- ・ サービス利用に結びついていない難病や、軽・中度の視覚・聴覚障害者など制度の谷間にある人に対する支援策の充実が必要です。

(2) だれもが情報を得られる社会の実現

- ・ それぞれの障害によって情報収集先（市の広報や窓口、病院など）が異なることに配慮し、情報発信においても関係機関との連携が必要であり、障害者が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めることが必要です。

(3) より豊かな就労への支援

- ・ 障害者の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の一つとして捉えることもでき、重要となります。
- ・ 障害者が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。
- ・ 企業と就労する障害者とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。
- ・ 今後、障害者雇用を行う市内の企業等の新規開拓の取り組みや、一人ひとりに合った就労形態をとることができるように企業実習を行う等、障害者就労に結び付く取り組みが必要です。

(4) 災害時における支援体制の確立

- ・ 実行性のある支援のためには、障害者を地域社会で支え合う関係作りが必要であり、障害者を包摂したコミュニティ形成が重要です。
- ・ 災害時、障害者を的確に支援するには、避難誘導する上で必要となる個人情報把握され、関係者に共有されている必要があります。
- ・ 障害者が震災後安心して過ごすことができるよう、自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援が必要である。
- ・ 災害時に障害者を支援する、医療スタッフ、ヘルパー、相談支援等の人的支援のネットワーク構築や福祉用具の対応なども必要です。
- ・ 心身の不調等による緊急時の支援体制が必要です。

(5) 個々の生活状況に合ったきめ細やかな相談支援体制の確立

- ・ 障害者が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとするとき、身近に相談できる体制が整っていることが重要です。
- ・ 障害のある人が福祉サービスなどの支援を円滑に利用するためには、障害のある人やその家族、介助者などが抱える様々な不安や悩みの相談を受け入れ、適切なサービスにつなぐことができる相談支援体制の充実が重要です。
- ・ 相談支援事業所などの相談窓口の周知をはじめ、総合的な相談支援に対応できる体制づくり、情報の充実、相談窓口や必要な情報へのアクセスの向上など、利用しやすい相談・情報提供体制の充実を図ることが必要です。
- ・ 個々の障害者のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、病院やケアマネージャーなど支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

(6) 教育（生涯学習、スポーツ、文化を含む）の振興

- ・ 障害の有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境を充実するためには、特別支援教育の視点を持つ教員を育成し、障害のある子どもの個々に応じた指導の実現や多様な学びの場と共に学ぶ場の充実することが必要です。
- ・ 地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障害特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。
- ・ 障害者の多様な生涯学習活動や余暇活動への参加は、生活の質（QOL）の向上や自己実現につながります。また、障害者の社会参加が進むことにより、市民が障害者や障害に対して理解と認識を深めることにもつながることとなります。
- ・ 障害の種別にかかわらず、すべての障害のある人の社会参加に向け、障害のある人と健常者が共にスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室の開催、障害者スポーツの振興が求められています。

3 分野ごとの方向性

(1) 啓発・広報

地域活動を支援することにより、市民相互の助け合いや交流の場を広げ、共に支え合う地域社会づくりを推進します。

障害や障害者に対する理解を深め、社会福祉や活動への関心を高めるため、体験を通して学習する福祉教育を推進します。障害者が地域において安心して生活できるよう、市民の多く集まるイベントにおいて、障害者団体や障害者施設のブースを設置し、障害者や障害に対する社会一般の理解を深めます。

また、広報紙や市ホームページ、市内の広報板を通じて、より多くの市民に正しい知識を普及します。

(2) 相談・権利擁護

各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。

障害者に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度などを活用し、障害者が適切に個人の財産を管理できるように支援します。

(3) 情報アクセシビリティ

行政機関が実施する施策について、市ホームページなどで、アクセシビリティの向上に努め、障害者に配慮した情報提供をします。意思疎通に支援を必要とする障害者に、必要に応じ支援を実施します。

また、手話通訳者、要約筆記者などの養成を推進するとともに、通訳者などを派遣します。

(4) 生活支援

地域において、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かい支援とライフステージに応じて切れ目のない支援を提供します。

経済的自立と生活の安定を図るため、障害の程度に応じ障害者扶助料などの手当を支給するとともに、税金や保育料などを負担軽減します。市内の各障害者団体に対し、活発な団体活動を支援します。

(5) 生活環境

障害者や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、道路などの維持管理、公共交通機関や公園・広場の整備、公共施設のバリアフリー化を推進します。

防犯活動に自主的に取り組む団体などを支援し、地域のなかで障害者を見守る体制づくりを進めていきます。災害時に被害を最小限に抑え、障害者が安全に避難できるよう、防災訓練の実施や地域での支援体制づくりを進めます。

(6) 保健・医療

健康診査などの実施により、障害の原因となる疾病を早期発見・予防するとともに、適切な治療や療育につなげるなど、必要な支援を行います。

障害者が適切な医療を継続的に受けることができるように、医療費助成を実施するとともに、国に補助制度の創設を要望します。

(7) 教育・育成

就学前の療育機関である児童発達支援事業所において障害のある子どもや特別な支援を要する子どもに対し、適切な指導と発達支援を行います。乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援ができるように、相談支援体制を構築します。

障害の種別にかかわらず、すべての障害者の社会参加が求められていることから、スポーツに親しむ環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室などを開催します。また、生涯学習や文化活動に誰でも参加できるように、障害者に配慮した活動環境の整備を進めます。

(8) 雇用・就業

公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターなどの関係機関と連携し、障害者雇用の周知と促進を図ります。障害福祉サービス事業所等に市の実施する業務を委託し、福祉的就労を支援します。

また、一般就労が困難な障害者の福祉的就労の場として、障害福祉サービスの就労継続支援事業の利用促進を図ります。障害者が就労移行支援などから一般就労に定着できるよう支援します。

4 計画の体系

[基本理念]

[分野]

[施策の展開方向]



第4章

分野別施策の展開方向と 今後の取組み



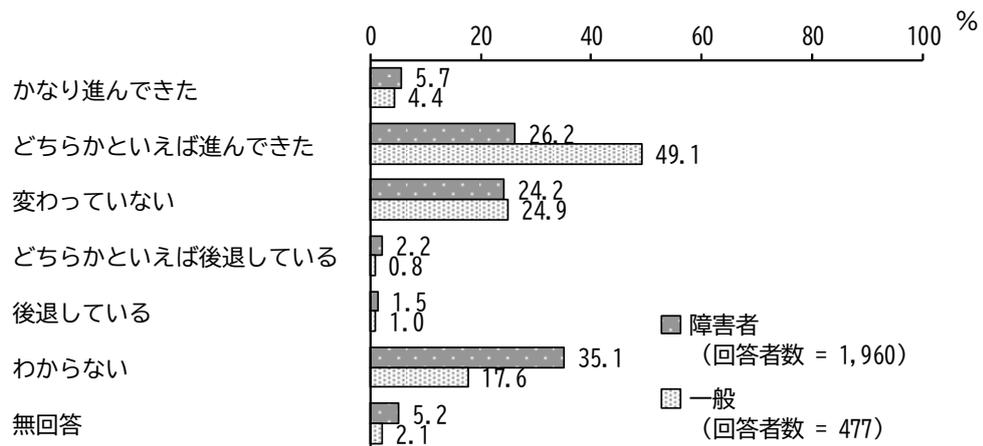
分野別施策の展開方向と 今後の取組み

1 啓発・広報

【現状】

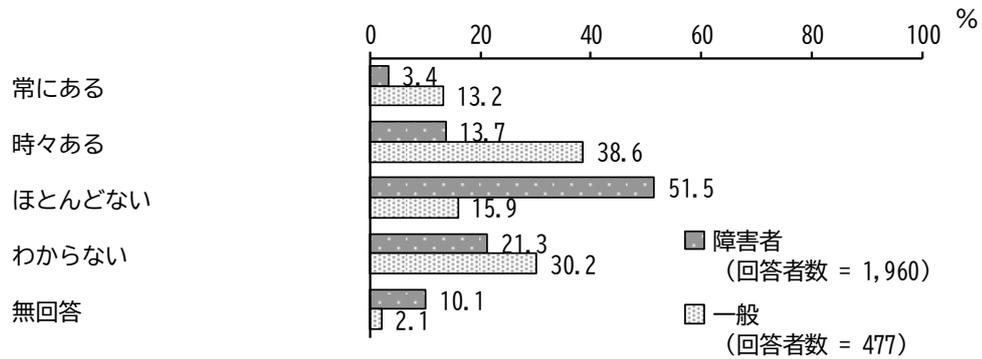
- ・地域社会の中で障害者に対する配慮や理解が進んできたと思うかについて、「変わっていない」が障害者で24.2%、一般で24.9%となっています。
- ・地域社会の中で、障害があることを理由とする差別を受けたと感じることについて、あると感じる障害者で17.1%、一般で51.8%となっています。
- ・障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を進める」が20.6%、「障害の有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場をつくる」が15.6%、「いろいろなボランティア活動へ支援する」が8.8%となっています。
- ・ヒアリング調査では、障害者への理解度の変化については、障害の種類によって異なるという意見がありました。

地域社会での障害者に対する配慮



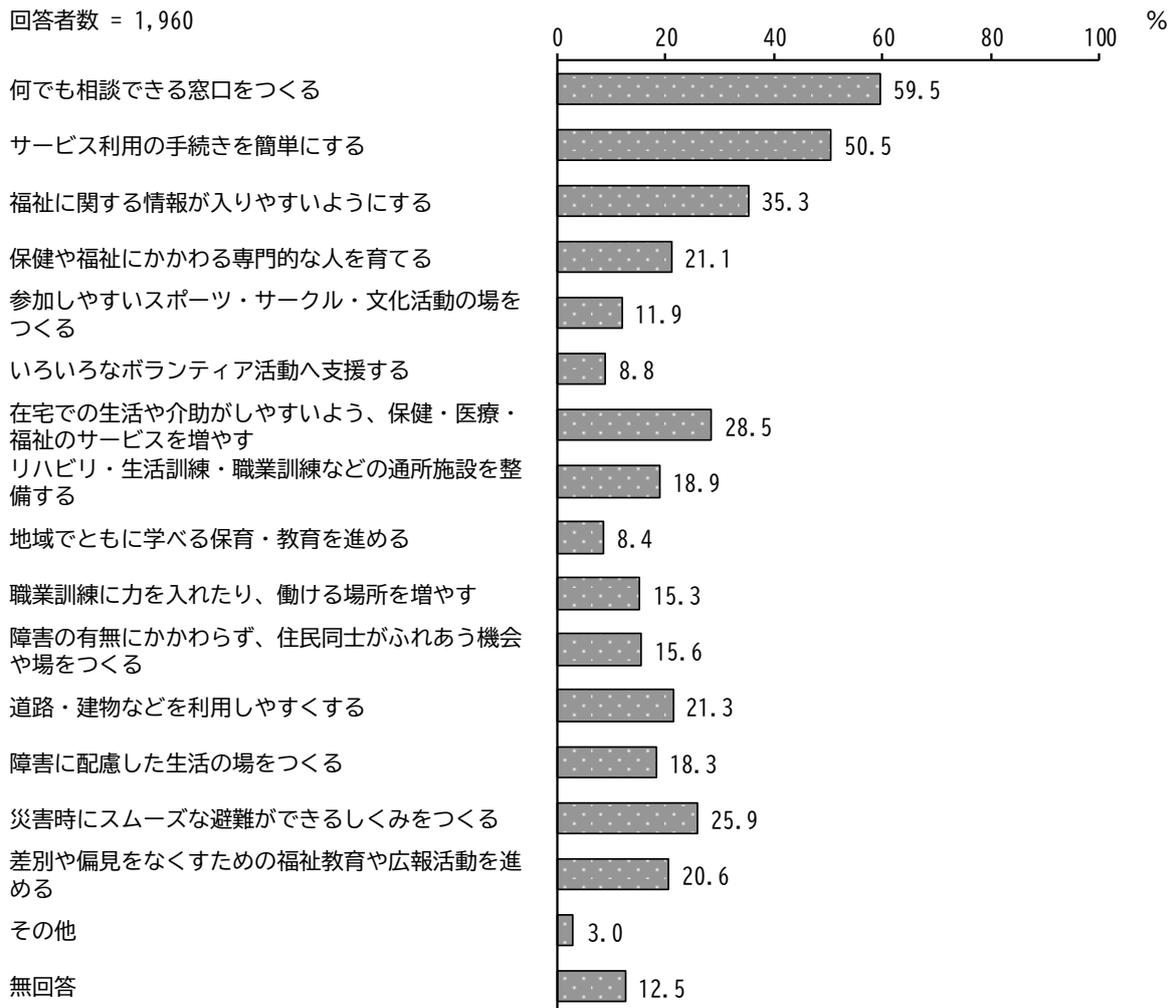
資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

障害があることを理由とする差別



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なこと



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

【課題】

今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、地域や職場などでの障害への理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発・交流を行っていくことが必要です。

また、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障害者の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

(1) 市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進

【施策の方向】

市民活動やボランティア活動を推進し、障害のある人との交流を通じて市民の障害への理解を促進し、地域での協力体制を構築します。

また、福祉ボランティアの養成と確保を行うために養成講座の開催を支援します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
市民活動・ボランティア活動の推進	継続	市民活動やボランティア活動、地域でのコミュニティ活動を支援し、活動を通して地域で生活する障害のある人と関わることにより、市民の障害への理解の促進や、地域における協力体制の構築を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動支援事業の支援 【福祉課】 ・市民活動支援事業 ・コミュニティ支援事業 【地域協働課】
ボランティアの養成・確保	継続	地域福祉の担い手として期待される福祉ボランティアを確保するため、福祉ボランティアの養成講座の開催を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動支援事業の支援 ・手話、要約筆記や視覚障害者支援ボランティアなどの養成講座を開催 【福祉課】

(2) 福祉教育の推進

【施策の方向】

小・中学校や高等学校での福祉実践教室、大学生の研修を通じて、児童生徒や学生の障害への理解を促進し、社会福祉の担い手を育成します。

また、子ども未来園や児童クラブでは障害児と健常児が交流し、障害に対する理解を促進し、育成の支援を行います。

施策の方向		内容	取り組む事業など
福祉体験や講演の実施	継続	<p>小・中学校や高等学校における福祉実践教室などの実施を支援し、車いすや点字体験、障害のある人の講演などを通じて、児童生徒の地域福祉への理解促進を図ります。</p> <p>また、大学生の社会福祉現場研修について、障害への理解促進や介護・福祉の担い手育成のため、障害者支援施設などの関係機関と連携し、積極的に受け入れます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動支援事業の支援 ・社会福祉現場研修などの受け入れ <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
日常生活のなかでの障害への理解の促進	継続	<p>子ども未来園や児童クラブにおいて、支援を受けることにより集団生活に適応できる障害児を受け入れ、あそびや生活を通し、健常児と障害児が関わり、育ちを支援するとともに、障害に対する理解を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来園における統合保育の実施 ・児童クラブ障害児担当職員の配置 <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p>

(3) 障害者理解の推進

【施策の方向】

市民の集まるイベントで障害の理解を深めます。

広報紙や市のホームページを通し、市民向けの啓発活動を推進します。

また、市職員には福祉体験研修を通じて、障害に対する理解と専門性の向上を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
行事における啓発	継続	市民の集まるイベントなどにおいて、障害者施設や障害者団体のブースを設け、障害者施設製品などの販売を行うとともに、障害への理解を推進します。	・ボランティアのつどい 【福祉課】
広報紙、広報板による啓発	継続	広報犬山・愛知北エフエム放送・市ホームページ・広報板などを用いて、障害と障害のある人に関する正しい知識やノーマライゼーション理念の普及を進めます。	・広報・広聴事業 ・広報板管理事業 【福祉課、企画広報課】
市職員の障害に関する理解促進	継続	障害のある人などに適切な対応ができるよう、市職員を対象に福祉体験研修を実施し、障害のある人や高齢者の生活体験を通じて障害への理解促進を図ります。 職員対応要領を策定し、窓口対応などでの適切な接遇を行います。	・職員研修の実施 ・職員対応要領に基づく窓口などでの接遇向上 【総務課】
専門研修の積極的な活用	継続	発達障害などの専門的な研修を積極的に活用し、職員の障害に対する理解を深めるとともに専門性の向上を図ります。また、各研修の情報を市内の障害者施設に提供し、サービス従事者の研修参加を推進します。	・各専門研修への積極的参加 【福祉課・健康推進課 ・子ども未来課】 ・各専門研修の情報提供 【福祉課】
障害を理由とする差別の解消の推進	拡充※ 事業所への働きかけの強化	市民や事業者に対し、障害のある人への合理的配慮などについて、理解を深めるための啓発を実施します。	・事業者へ向けた広報による啓発 ・出前講座等各種講座の開催 【福祉課・産業課】 ・職員研修の実施 ・職員対応要領に基づく窓口などでの接遇向上 【福祉課】

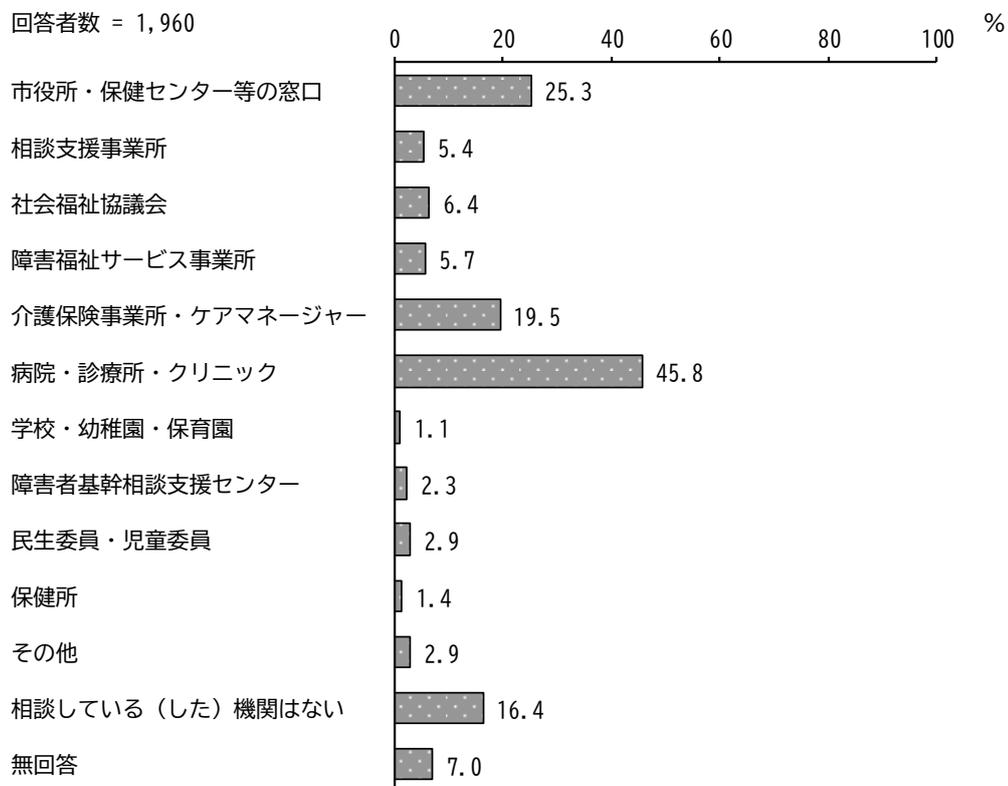
施策の方向		内容	取り組む事業など
選挙における配慮	継続	不在者投票・代理投票・点字投票や音声版公報の作成、投票所の整備などにより、障害のある人の投票における配慮をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・不在者投票・代理投票・点字投票 ・音声版選挙公報の作成 ・投票所のバリアフリー化 ・投票時のコミュニティバス無料化 <p style="text-align: right;">【総務課】</p>
心のバリアフリーの推進	新規	<p>障害者の人格と個性を尊重するために、「障害」についての理解を深めるとともに、障害のある人とない人との交流を促進します。</p> <p>また、積極的な声かけや困っている方への手助けの実施など、市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を普及していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けに広報等での周知・啓発 ・出前講座等各種講座の実施 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>

2 相談・権利擁護

【現状】

- ・困った時に相談している（したことがある）機関について、障害者で「病院・診療所・クリニック」が45.8%と最も高く、次いで「市役所・保健センター等の窓口」が25.3%、「介護保険事業所・ケアマネージャー」が19.5%、一方、「相談している（した）機関はない」が16.4%となっています。
- ・障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「何でも相談できる窓口をつくる」が59.5%と最も高く、「福祉に関する情報が入りやすいようにする」が35.3%となっています。
- ・障害児の家族に対するさらに充実させてほしい支援について、障害児で「相談支援」「発達支援」が43.5%と最も高くなっています。
- ・ヒアリング調査では、差別の解消と権利擁護について、差別をなくすには、子どもへの教育が重要という意見がありました。

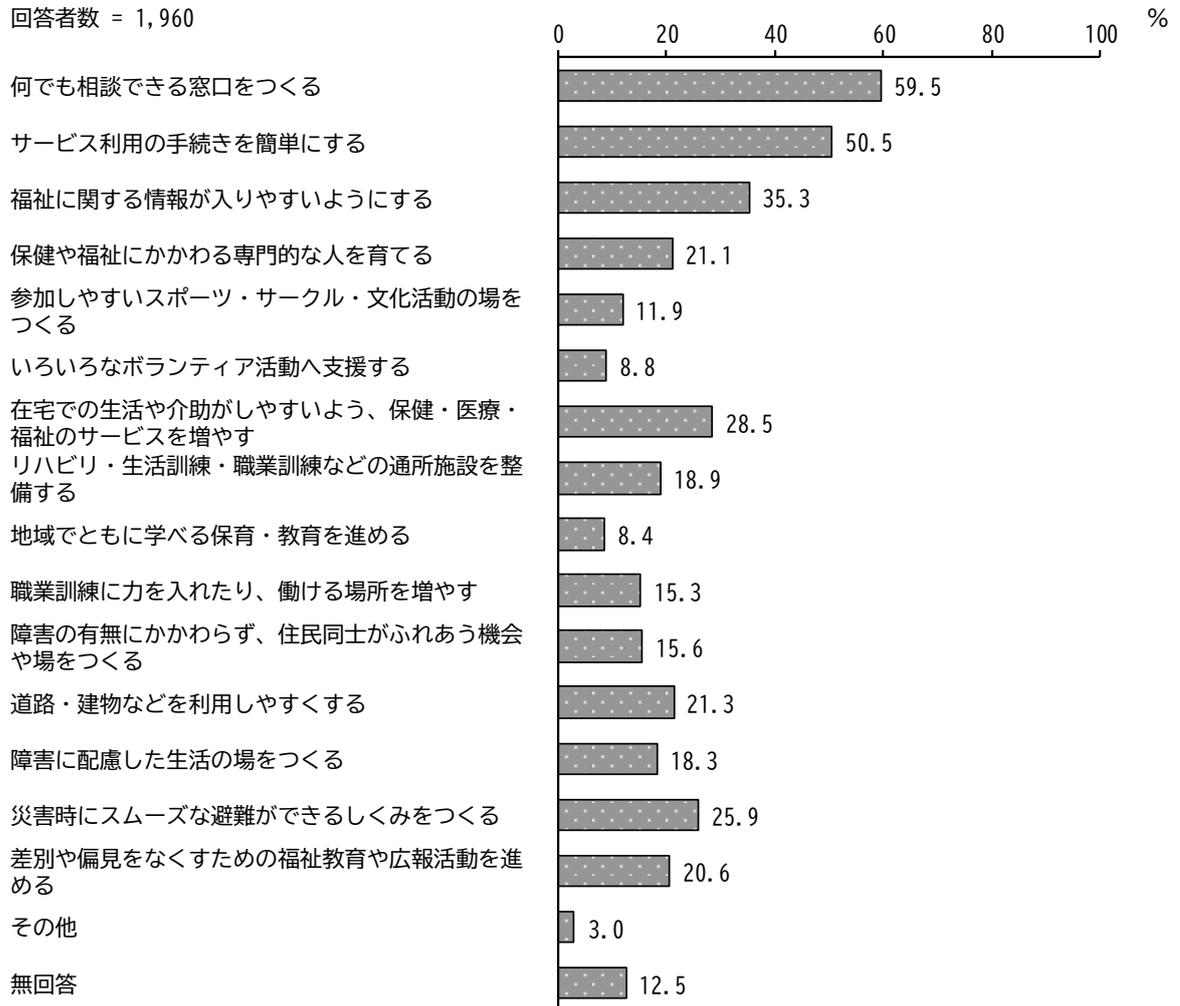
困った時に相談している（したことがある）機関



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
（障害者・障害児・一般）」より

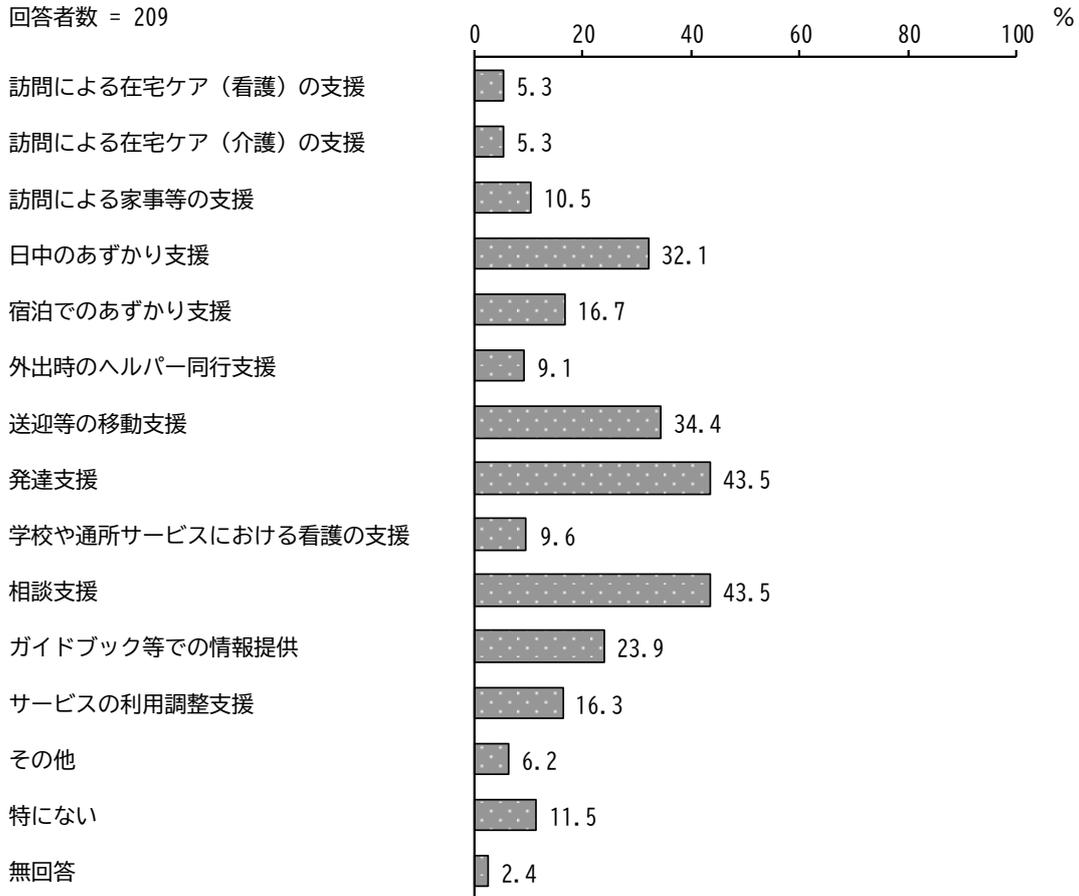
障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

回答者数 = 1,960



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

障害児の家族に対するさらに充実させてほしい支援



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

【課題】

今後も、個々の障害者のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、病院やケアマネージャーなど支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

(1) 包括的な相談支援体制の推進

【施策の方向】

各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した包括的な相談支援体制を推進します。

また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談機関の活用を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
包括的な相談支援に向けた相談の連携	拡充※ 重層的な支援体制の強化	重層的支援体制整備事業を実施し、複雑化・複合化する課題に対応します。 身近な相談の窓口として、民生委員・児童委員が地域住民の状況を把握するとともに、市・教育委員会・社会福祉協議会・地域包括支援センター・保健師・医療機関などとの連携を密にします。	・重層的支援体制整備事業の実施 ・民生委員・児童委員活動の支援 ・ふくし総合相談窓口 【福祉課】 ・各相談窓口の連携 【福祉課・高齢者支援課・健康推進課・子ども未来課・学校教育課・文化スポーツ課】
専門相談窓口の充実	継続 重点	基幹相談支援センター、身体・知的障害者相談員、精神保健福祉士、相談支援専門員、医師、保健師など、様々な分野の専門員による相談を行い、発達障害を含む様々な障害のある人に合った情報提供、助言、その他障害福祉サービスの利用などに必要な支援を行います。	・基幹相談支援センターの設置 ・身体、知的障害者相談員による相談 ・計画相談支援 【福祉課】 ・子ども未来センターによる子どもの発達支援相談 【子ども未来課】 ・子ども家庭センター ・こころの健康相談 ・精神相談、家庭訪問 【健康推進課】
個別の支援計画の作成	継続	障害福祉サービス利用者や個別支援が必要な児童生徒に対し、支援内容などの情報を共有し、進学・進級・就職後も同じ視点で適切な支援を行うことができるよう計画書を作成し、継続的に活用していきます。	・計画相談支援 【福祉課】 ・個別の教育支援計画書「あゆみ」の活用 【子ども未来課・学校教育課】
自立支援協議会の活用	拡充	障害のある人を含む保健・医療・福祉関係者やサービス事業者などで構成される「犬山市障害者自立支援協議会」において、地域の課題の情報を共有し、関係機関との連携を図り協議をするため、自立支援協議会を活用します。	・犬山市障害者自立支援協議会の活用 【福祉課】 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討 【福祉課・健康推進課】

(2) 権利擁護の推進

【施策の方向】

障害のある人の権利擁護のため、関係機関と協力し、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を活用して財産管理の支援を行うとともに、虐待防止のために保健・医療・福祉関係者が連携して意識醸成と早期発見を推進します。

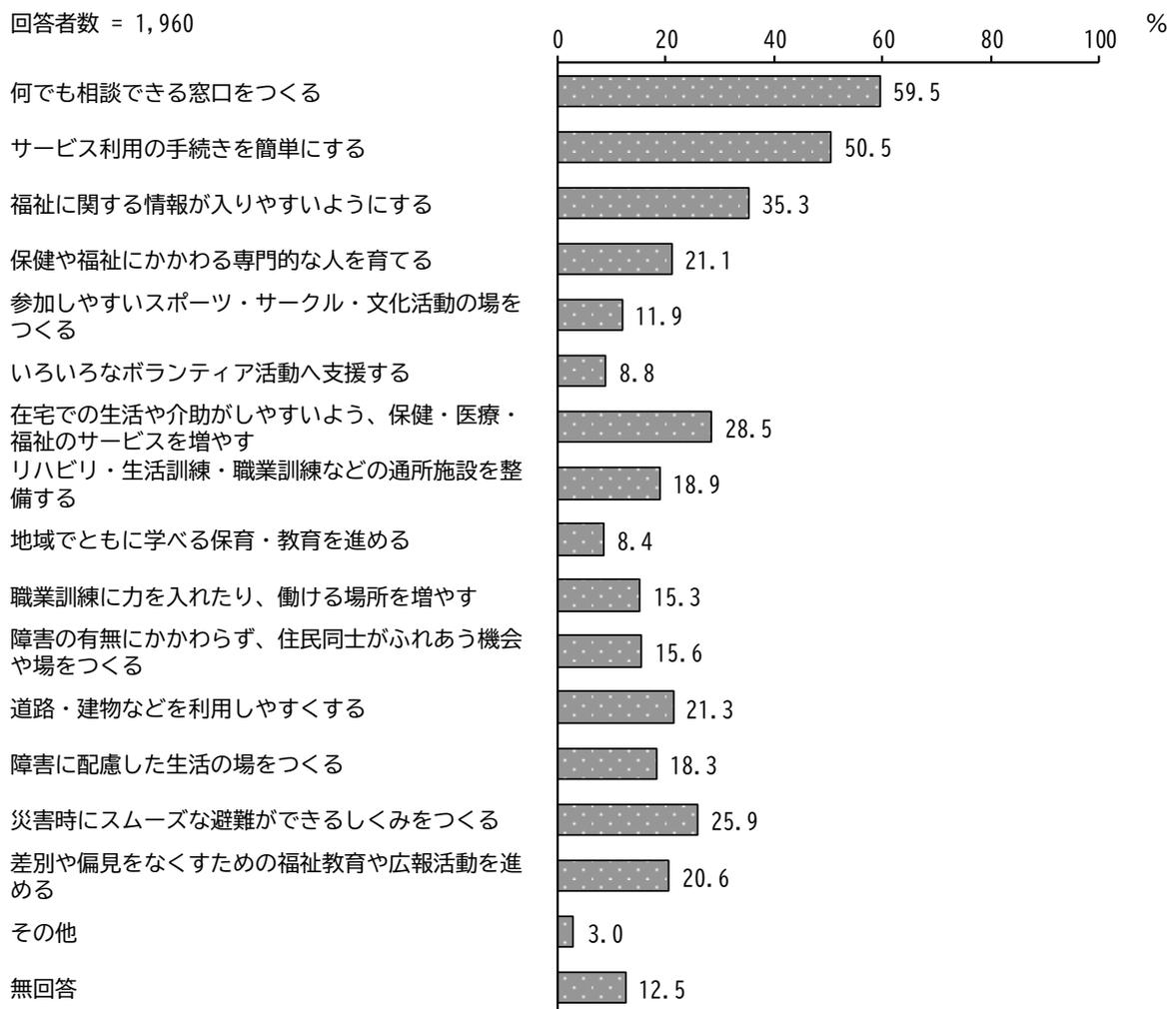
施策の方向		内容	取り組む事業など
権利擁護の推進	継続 重点	障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を活用し、障害のある人が適切に個人の財産を管理できるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターにおける相談 【福祉課】 ・成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業 【高齢者支援課・福祉課】
障害者虐待の防止	継続	虐待防止に関する意識の醸成、障害のある人や養護者の支援にあたり、保健・医療・福祉関係者が連携し、虐待の防止及び早期発見をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の早期発見 ・虐待防止の研修・啓発 ・虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援 【福祉課・高齢者支援課・健康推進課・子ども未来課・学校教育課】

3 情報アクセシビリティ

【現状】

- ・ 障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「何でも相談できる窓口をつくる」が59.5%と最も高く、「福祉に関する情報が入りやすいようにする」が36.3%となっています。
- ・ ヒアリング調査では、市役所からのメール、LINE等は地域のきめ細かい情報が毎日届いていると感じる。やり方を教える講座があれば、もっと利用しやすいと思うという意見がありました。
- ・ ヒアリング調査では、障害の種類によって、使えるツールが異なるので、それぞれのニーズにあった情報伝達手段が必要という意見がありました。

障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なこと



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

【課題】

障害によって情報収集先（市の広報や窓口、病院など）が異なることに配慮し、情報発信においても関係機関との連携が必要であり、障害者が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めることが必要です。

(1) 障害特性に応じた情報提供体制の確保

【施策の方向】

行政機関が実施する施策について、市ホームページなどで、アクセシビリティの向上に努め、障害のある人に配慮した情報提供をします。

施策の方向		内容	取り組む事業など
わかりやすい広報	継続 重点	広報犬山やアクセシビリティへ配慮した市ホームページなどにより、障害のある人に必要な情報をわかりやすく掲載し、情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙作成事業 ・ 広報・広聴事業 【企画広報課・福祉課】
音声による情報提供	継続	「声の広報」の普及、愛知北エフエム放送での広報犬山の読み上げなどにより、音声による情報提供などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動支援事業の支援 【福祉課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報事業 【企画広報課】
観光案内板の整備	継続	文字の大きさや色、絵や図の挿入、多言語表記などの工夫を行い、高齢者や障害のある人、外国人にもわかりやすい統一した案内看板を効率的に設置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光案内板整備事業 【観光課】

施策の方向		内容	取り組む事業など
情報提供の推進	継続	図書館において、身体に障害があり来館することが困難な人への郵送貸出、視聴覚障害者などの読書が困難な人への視聴覚資料貸出など、障害のある人への情報提供を継続して実施します。	・図書館資料の貸出 ・視聴覚資機材の整備・充実 ・サピエ視聴覚障害者情報総合ネットワークの活用 【文化スポーツ課】
	継続	制度改正などの情報を障害のある人や障害者団体、事業所などに積極的に発信します。	・積極的な情報発信 【福祉課】
	継続	障害のある子の親同士の、情報交換や交流ができる機会を把握し、広報します。	・情報交換の場や機会の設置・把握・広報 【福祉課】
	継続	広報犬山や市ホームページを活用して、難病患者に対して情報を提供します。	・難病患者への情報提供 【福祉課・健康推進課】
	新規	店舗へのコミュニケーションボードの設置など、民間事業者での情報提供を充実させます。	・民間事業者による情報提供の充実 【福祉課】

(2) 意思疎通・コミュニケーション支援

【施策の方向】

意思疎通に支援を必要とする障害のある人に、必要に応じ支援を実施します。
また、手話通訳者、要約筆記者などの養成を推進するとともに、通訳者などを派遣します。

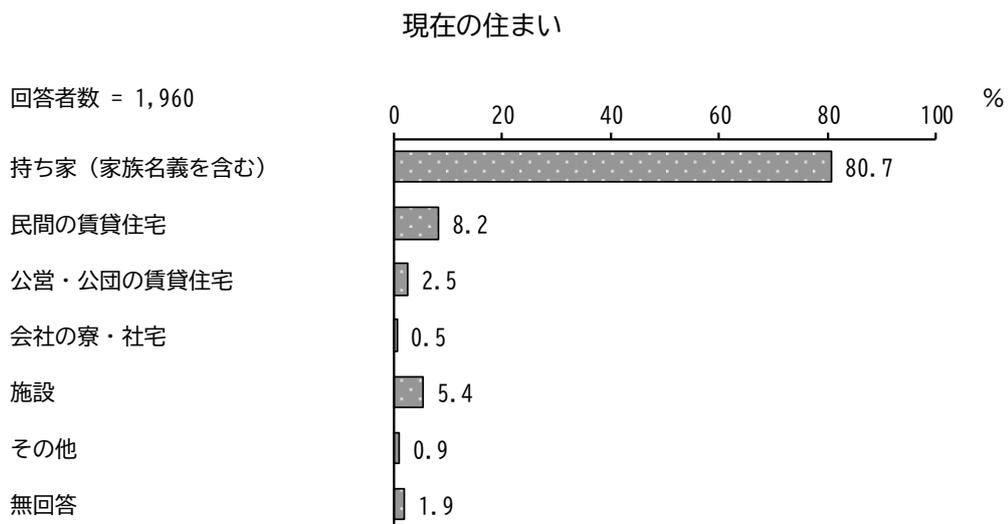
施策の方向		内容	取り組む事業など
手話通訳者の設置	継続	手話通訳者を市役所に設置し、聴覚障害のある人の手続きや相談などを支援します。	・意思疎通支援事業 【福祉課】
手話通訳者・要約筆記者の派遣	継続	手話通訳・要約筆記者などを必要に応じて派遣します。	・意思疎通支援事業 【福祉課】
手話通訳者・要約筆記者の養成	継続 重点	手話通訳・要約筆記者のボランティア養成講座を開催します。	・ボランティア活動支援事業支援 【福祉課】

施策の方向		内容	取り組む事業など
同行援護の活用	継続	重度の視覚障害者に移動の支援や視覚情報の提供及び代筆をします。	・同行援護 【福祉課】
緊急時の支援	継続	聴覚又は言語などに障害のある人からの緊急通報を支援します。	・NET119 緊急通報システムの利用促進 携帯電話、スマートフォン、自宅のFAXにより119番通報が可能 【消防署】
ICTを活用した意思疎通支援	継続	聴覚や視覚に障害のある人に、アプリなどを活用した意思疎通支援の方法を周知します。	・積極的な情報発信 【福祉課】

4 生活支援

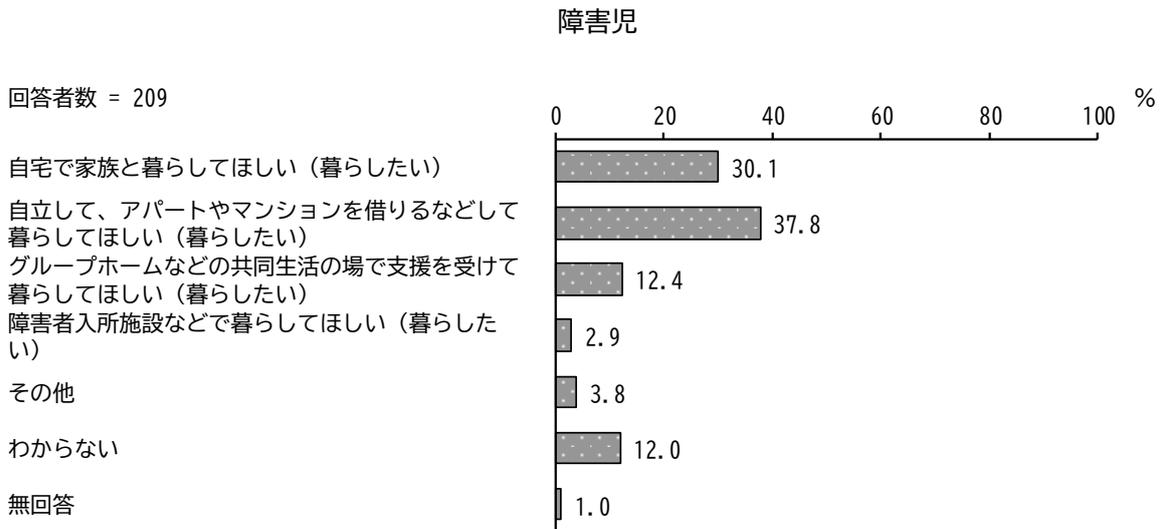
【現状】

- ・現在の住まいについて、障害者で「持ち家（家族名義を含む）」が80.7%、今後3年以内の暮らしについて、障害者で「今の暮らしのままでよい」が71.3%となっています。また、お子様に将来（成人後）どこで暮らして欲しいかについて、障害児で「自立して、アパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい（暮らしたい）」が37.8%と最も高く、次いで「自宅で家族と暮らしてほしい（暮らしたい）」が30.1%、「グループホームなどの共同生活の場で支援を受けて暮らしてほしい（暮らしたい）」が12.4%となっています。
- ・収入で最も多いものについて、障害者で「公的年金等」が52.3%と最も高く、次いで「障害年金・障害者手当等」が20.1%となっています。
- ・障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「サービス利用の手続きを簡単にする」が50.5%、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスを増やす」が28.5%、一般で「障害者が在宅での生活がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスを増やす」が40.7%、「リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設を整備する」が23.5%となっています。
- ・ヒアリング調査では、人員不足や事業所の減少により、思うようにサービスが使えないという意見がありました。



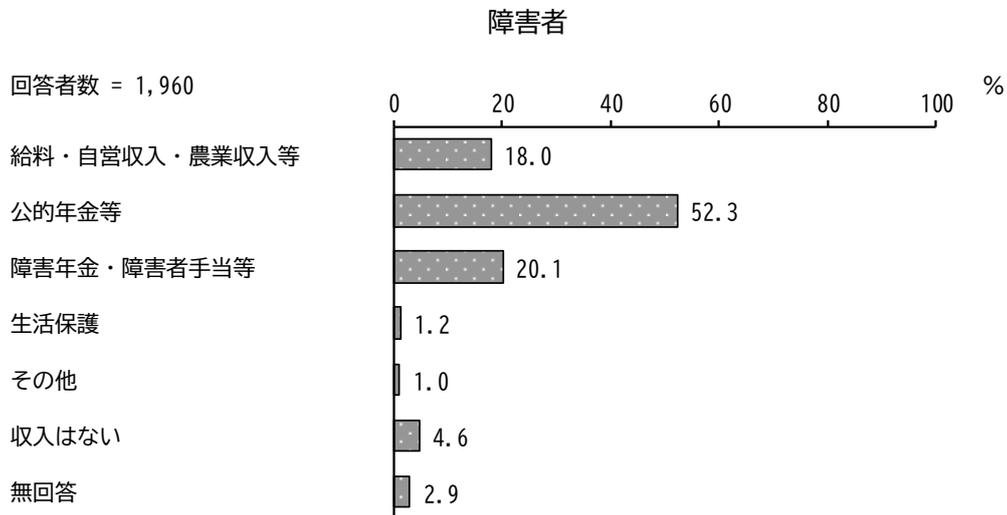
資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
（障害者・障害児・一般）」より

お子様に将来（成人後）どこで暮らして欲しいか



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者・障害児・一般）」より

収入で最も多いもの

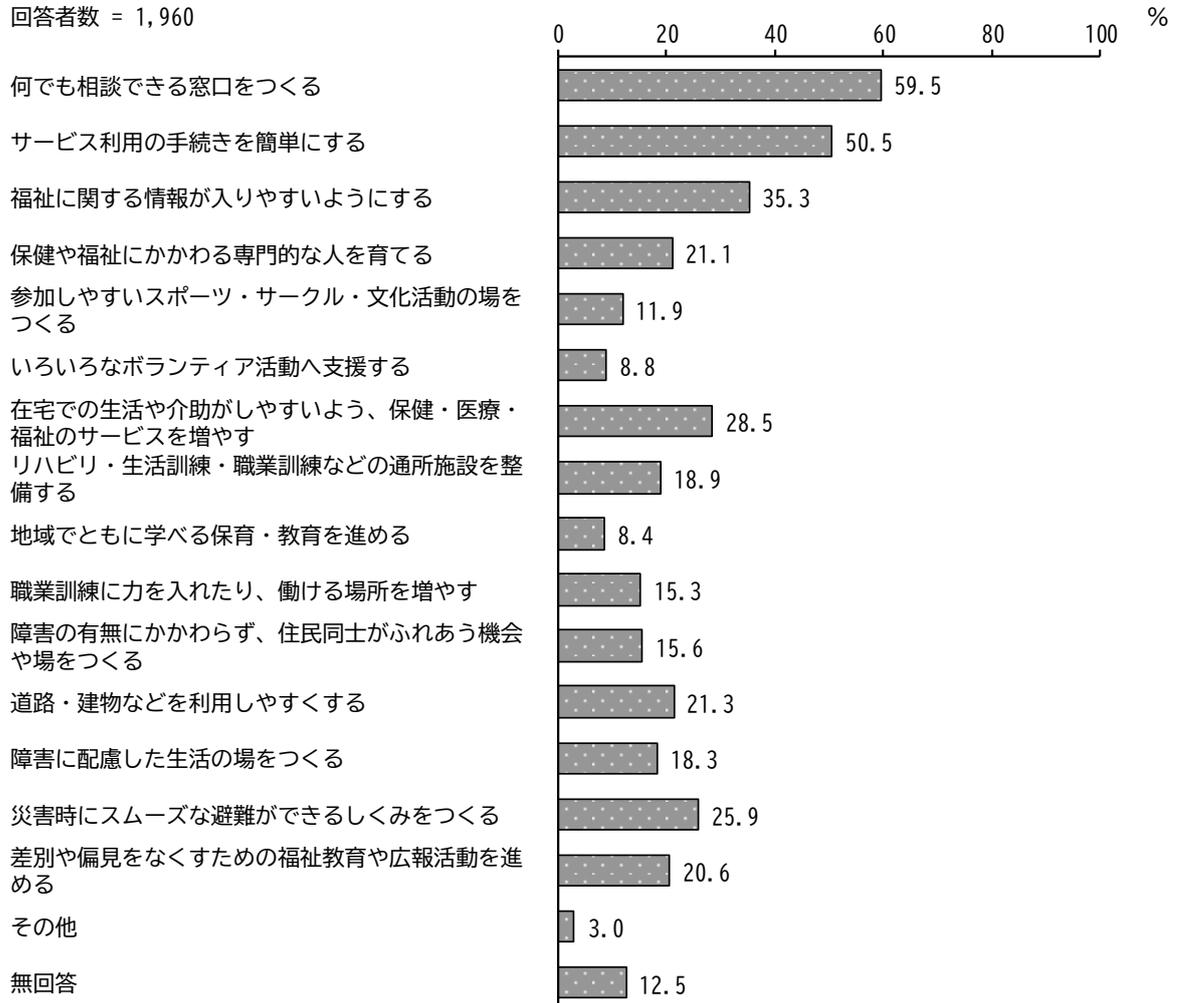


資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者・障害児・一般）」より

障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

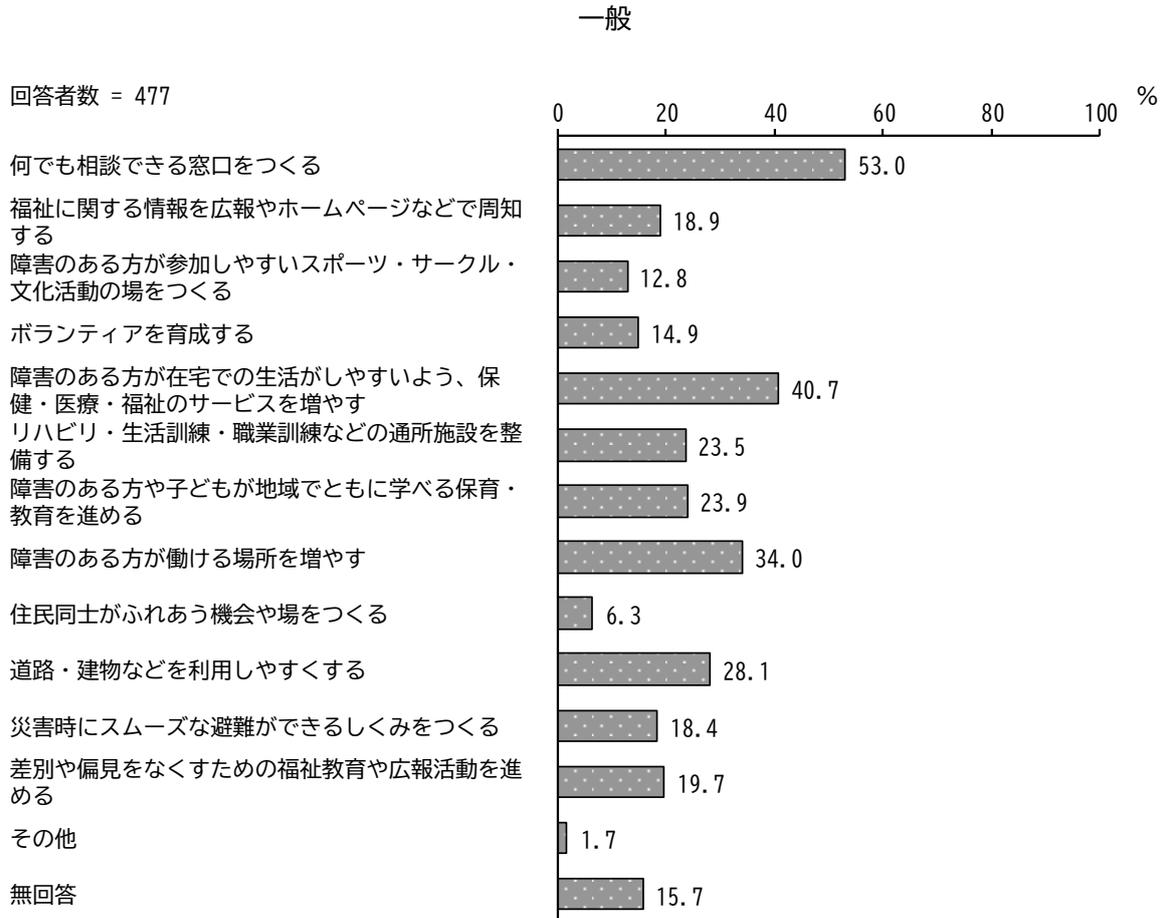
障害者

回答者数 = 1,960



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なこと



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

【課題】

今後も、障害者が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていくことが必要です。

福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障害者が個々のニーズや実態に応じて適切な支援が受けられるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。

障害者が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を図っていく必要があります。また、サービス利用に結びついていない難病や、軽・中度の視覚・聴覚障害者など制度の谷間にある人に対する支援策の充実が必要です。

(1) ニーズに合った福祉サービスの提供

【施策の方向】

地域において、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かい支援とライフステージに応じて切れ目のない支援を提供します。

また、障害のある女性や子供、高齢者などの複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に配慮したきめ細かい配慮に努めていきます。

地域において、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに応じて、自宅での支援や施設での支援を組み合わせ、適切な福祉サービスを提供していきます。また、福祉用具の購入・貸与・修理支給や日中活動の場の提供、グループホームの整備、住まいに関する情報提供、移動手段の確保を行い、地域生活を支援します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援の利用促進	継続重点	一人ひとりの障害や環境、希望に応じ、自宅での支援や施設での支援など、様々な福祉サービスを組み合わせ、個々にあった適切なサービスの利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ・障害児通所支援 【福祉課】
福祉用具の利用促進	継続	福祉用具の購入、貸与、修理に係る費用を支給し、福祉用具の利用促進を図ります。 また、障害者・児の要望や新たな用具の開発に応じて、助成対象用具の種目・耐用年数・助成額などを研究します。	<ul style="list-style-type: none"> ・補装具費支給制度 ・日常生活用具給付等事業 【福祉課】
重度障害者への支援	拡充※ 強度行動障害、重症心身障害等への支援	在宅の重度障害者に日中支援の場を提供し、重度障害者とその家族を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度障害者に日中支援の場を提供し、重度障害者とその家族を支援します。 【福祉課】
日中活動の場の提供	継続	日中活動の場を提供し、機能訓練や創作活動を行います。 また、創作的活動や社会との交流の促進を図るとともに、専門的な相談支援事業も実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市地域活動支援センターふれんどの運営 ・精神障害者地域活動支援センター（希楽里）委託事業 【福祉課】 <ul style="list-style-type: none"> ・犬山市児童発達支援事業実施施設犬山市中心身障害児通園施設こすもす園の運営 【子ども未来課】

施策の方向		内容	取り組む事業など
住まいの確保	継続	<p>障害のある人が地域で生活する場としてグループホームの整備について、関連事業者に積極的に働きかけます。</p> <p>また、心身障害者世帯を対象とした福祉向住宅の情報を提供、紹介します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備【福祉課】 ・障害者向け公営住宅の情報提供【都市計画課】
日常生活の支援	継続重点	<p>在宅の重度の肢体不自由障害者や重度の身体及び知的障害を重複している人の清潔の保持に必要な支援を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者入浴サービス事業（訪問・施設） ・重症心身障害者（児）訪問理髪サービス事業【福祉課】
移動手段の支援	継続重点	<p>障害のある人や高齢者などの交通弱者を含む、市民の生活を支える重要な足として、コミュニティバスを運行します。</p> <p>また、移動に係る費用や身体障害者が自分で運転する自動車を改造するための費用などの助成を実施し、積極的な外出を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス運行事業【防災交通課】 ・障害者タクシー料金助成事業 重度障害者を対象にタクシー券を交付し、タクシー料金を助成 ・自動車改造助成事業 ・自動車運転免許取得助成事業【福祉課】
地域生活支援拠点の充実	継続	<p>グループホームなどから一人暮らしを希望する知的や精神障害者の地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助事業【福祉課】
適切なサービス提供に向けての指導	新規	<p>サービス利用者が適切な支援を受けられるよう、定期的に事業者に対する集団指導（講習会）や実地指導を実施し、質の向上を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会 ・実地指導 ・積極的な情報共有 ・自立支援協議会の活用 ・児童発達支援センター機能強化事業の実施【福祉課】

(2) 本人や家族に対する総合的な支援

【施策の方向】

障害のある人とその家族に対する経済的な支援や相談支援を充実します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
手当の支給	継続	障害の程度に応じ、障害者扶助料などを支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者扶助料支給事業 ・在日外国人重度心身障害者福祉手当支給事業 【福祉課】
税・保育料・指定ごみ袋の負担軽減	継続	障害のある人の経済的負担を軽減するため、障害程度などに応じ、市民税や軽自動車税などの税金や保育料、指定ごみ袋の負担軽減をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税の控除・減免 ・軽自動車税の減免 【税務課】 <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の軽減 【子ども未来課】 <ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋の減免 障害のある人で常時紙おむつが必要な人に、指定ごみ袋(中袋)を1月あたり5枚配布 【環境課】
特別支援教育就学奨励費の支給	継続	小中学校の特別支援学級等に在籍している児童生徒の保護者に、家庭の経済状況などに応じ学用品などの購入費や学校給食費などを特別支援教育就学奨励費として支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育就学奨励費の支給 【学校教育課】
高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減	継続	65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を、障害福祉制度により軽減(償還)支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減 【福祉課】
医療的ケア児の支援	新規	医療的な支援が必要な児童に対して適切な支援を行うため、医療的ケア児のニーズの把握に努めます。 また、医療的ケア児に対する支援体制の充実を図るため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等の配置及び関係機関が連携を図るための協議の場の設置に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児コーディネーターの設置 【福祉課・健康推進課】
家族に対する相談支援	新規	関係機関と連携を図り、障害がある人の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報の周知啓発など支援の充実の実現に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報発信 ・事業者の交流会による情報共有や事例検討

(3) 障害者団体への支援

【施策の方向】

各障害者団体に補助金を交付するとともに、各種イベントの実施を委託することにより、社会参加の推進を図ります。

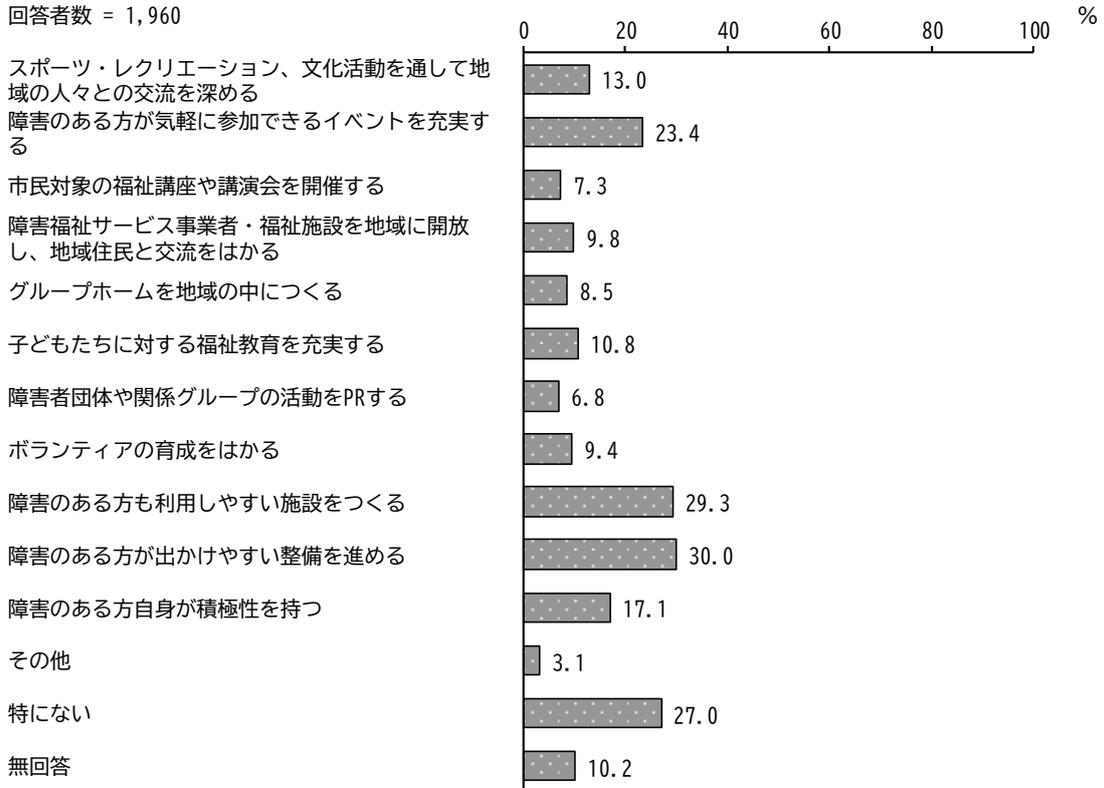
施策の方向		内容	取り組む事業など
活動資金の助成	継続	市内の障害者団体に補助金を交付し、活動の活性化を図るとともに、障害者運動会などのイベントの実施を委託し、障害のある人の社会参加を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体への補助金交付 犬山市身体障害者福祉協会・犬山市心身障害児（者）父母の会・精神障がい者家族会犬山しらゆり会 ・ 障害者福祉推進事業委託 ・ 民間バス借上補助による活動支援 <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>

5 生活環境

【現状】

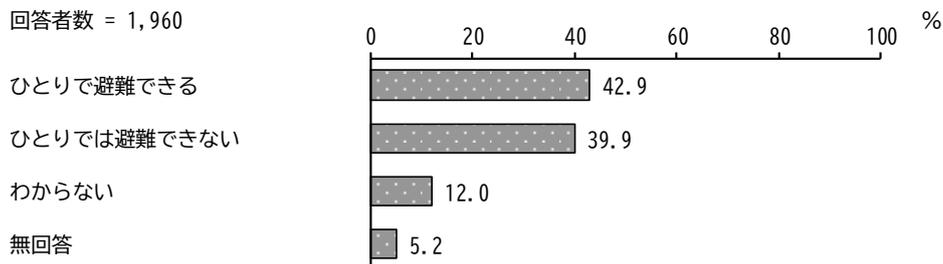
- ・ 障害に対する理解を深めるために、今後力を入れるべきことについて、障害者で「障害者が出かけやすい整備を進める」が30.0%と最も高く、次いで「障害者も利用しやすい施設をつくる」が29.3%となっています。
- ・ 災害が発生した時に、ひとりで避難できるかについて、障害者で「ひとりで避難できない」が39.9%となっており、理由について、「避難を手助けしてくれる人が必要」が66.4%と最も高く、次いで「避難場所が遠い」が20.4%、「避難場所がわからない」が19.4%となっています。一方、普段から災害に備えての対応について、「特に何もしていない」が33.9%と最も高くなっています。
- ・ 避難所で困ると思うことについて、障害者で「投薬や治療を受けることが難しい」が38.0%と最も高く、次いで「障害者用トイレなど障害者が生活できる環境が整っていない」が27.3%、「周りの人とコミュニケーションが取れない」が23.9%となっています。
- ・ 災害時、障害者の避難支援や避難所での支援について、一般で「安全な場所への避難の手助け」が49.5%と最も高く、次いで「安否確認」が43.0%、「家族や親族への連絡」が40.5%となっています。
- ・ 障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「災害時にスムーズな避難ができるしくみをつくる」が25.9%、「道路・建物などを利用しやすくする」が21.3%、一般で「道路・建物などを利用しやすくする」が28.1%、「災害時にスムーズな避難ができるしくみをつくる」が18.4%となっています。
- ・ ヒアリング調査では、災害時に自宅にいる理由として、避難所までが遠い、道中がバリアフリー化されておらず危ないためという意見がありました。

障害に対する理解を深めるために力を入れるべきこと



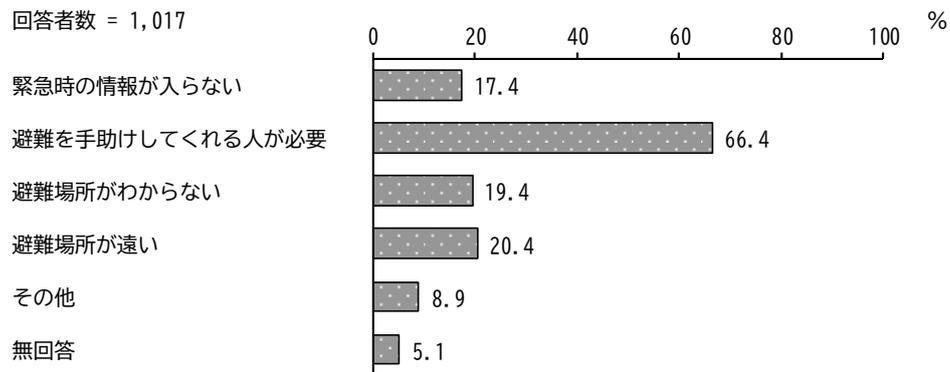
資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者・障害児・一般）」より

災害時にひとりで避難できるのか



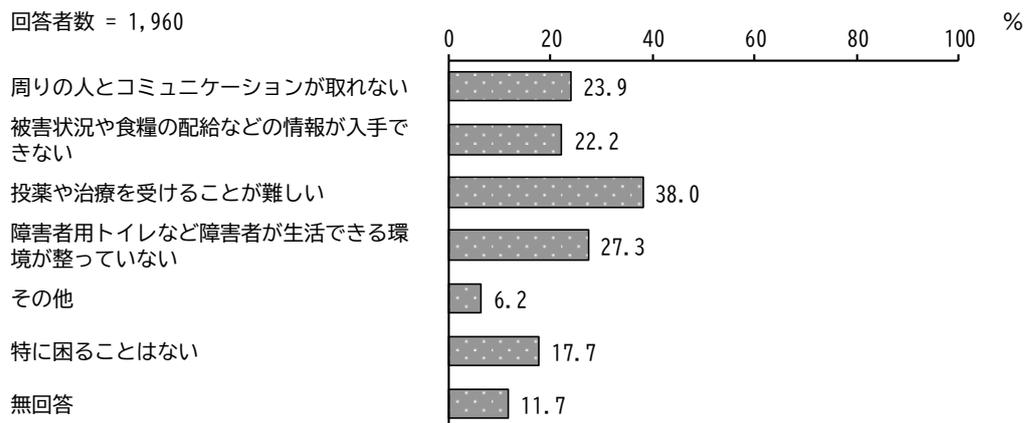
資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者・障害児・一般）」より

避難できない、わからないの理由



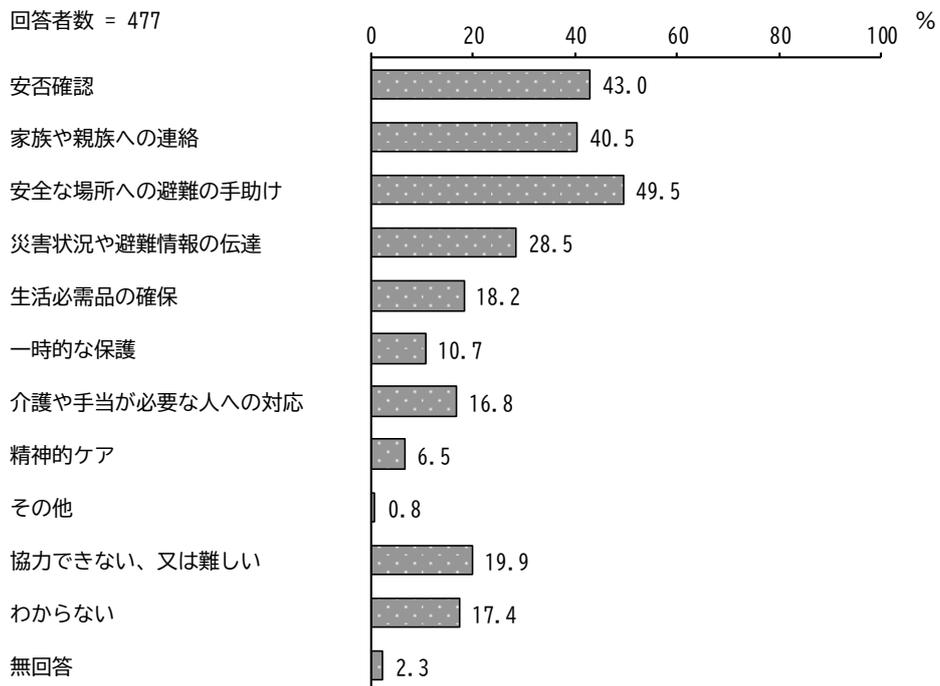
資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

避難所で困ると思うこと



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

障害のある方の避難支援や避難所での支援

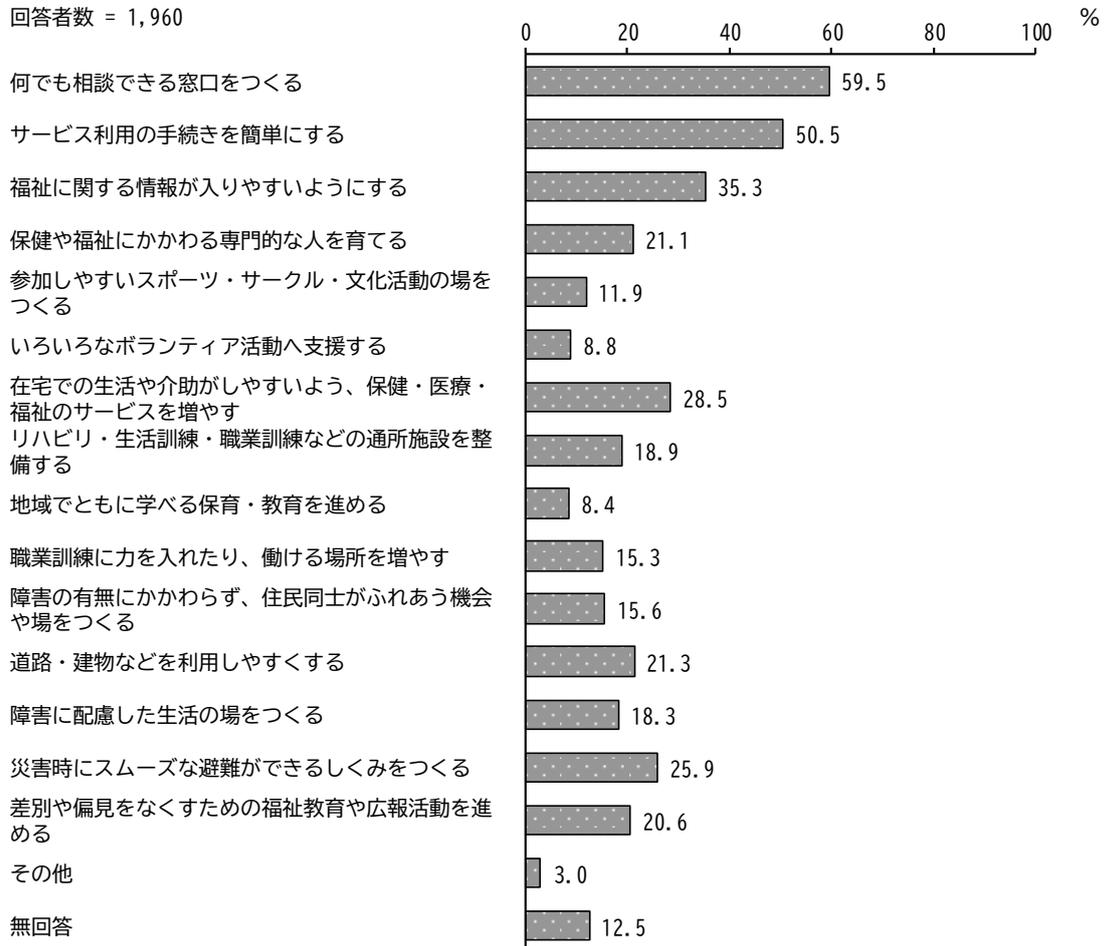


資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

障害のある方にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

障害者

回答者数 = 1,960

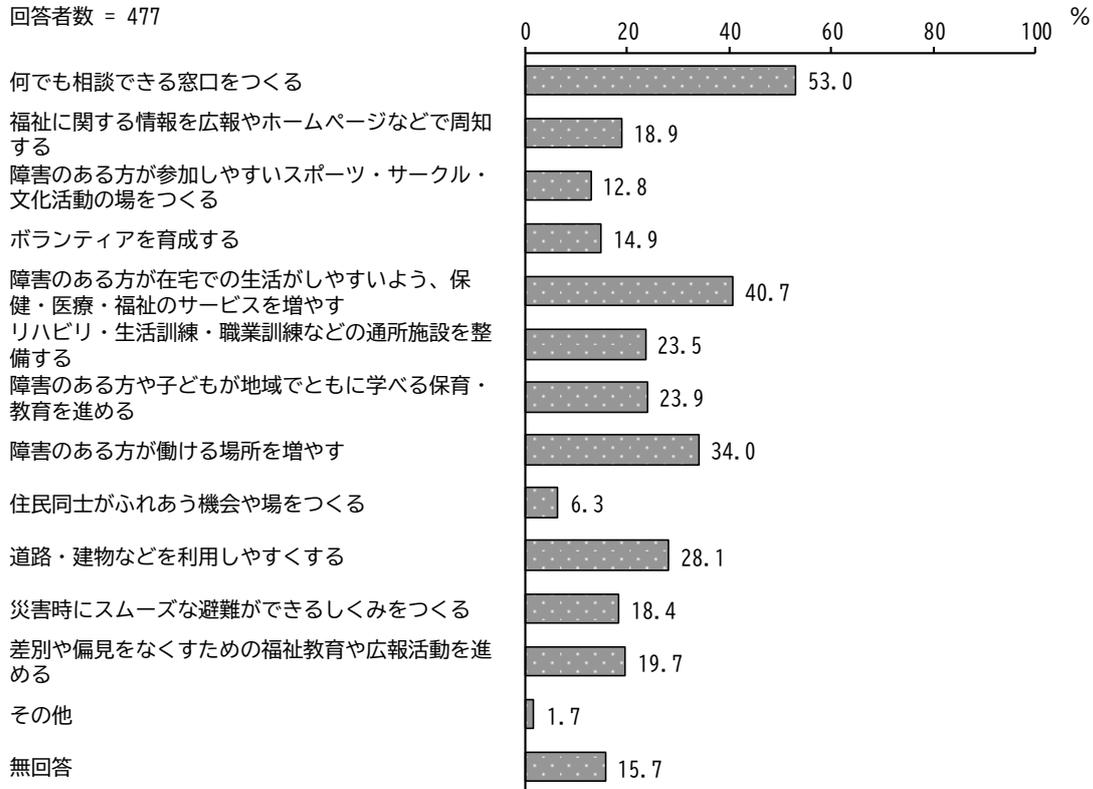


資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

障害のある方にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

一般

回答者数 = 477



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

【課題】

障害者や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加していくためには、住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間など、主要駅から周辺施設までの生活空間のバリアフリー化が必要です。

また、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の仕組みを作っていくことで、障害者の支援体制の強化を図っていくことが必要です。

(1) バリアフリー化の推進

【施策の方向】

障害のある人や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、道路などの維持管理やバリアフリー化を進めます。

また、誰もが快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公共交通機関や公園、広場の整備、公共施設のバリアフリー化を推進します。

さらに、観光公衆トイレなどについても、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮して整備します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
道路・歩行空間のバリアフリー化	継続	誰もが安心して外出できるよう、道路や歩道の整備・維持管理・改修を進めるとともに、バリアフリー整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備にあわせたバリアフリー化の推進 【整備課】 道路の維持管理・改修・パトロール 【土木管理課】
公共交通機関や公園・広場の環境整備	継続	障害のある人や高齢者を含む、すべての人が公共交通機関を利用した移動が円滑にできるような環境を整備します。また、市民が多く集まる広場や公園などを安全で快適に利用できるように整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場維持管理 都市公園・児童遊園・ちびっこ広場の維持管理 【土木管理課】 都市計画公園整備 【整備課】
建築物のバリアフリー化の推進	継続	人にやさしいまちづくりの理念に基づき、障害の有無に関わらず様々な人が利用する公共的な建物や駐車場などのバリアフリー化を進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 既存公共施設の大規模修繕時のバリアフリー整備 【施設所管課】 観光公衆トイレ整備事業 【観光課】

(2) 防犯・交通安全対策

【施策の方向】

防犯活動に自主的に取り組む団体などを支援し、地域のなかで障害のある人を見守る体制づくりを進めていきます。

また、障害特性などに配慮した交通安全対策を推進します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
防犯対策の推進	継続	警察や防犯活動に取り組む自主防犯組織などと連携し、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。	・防犯対策 【防災交通課】
交通安全対策の推進	継続	障害のある人にも安全な交通環境を確保するため、関係機関と連携し、障害の特性に配慮した横断歩道などの交通安全施設を整備します。	・交通安全対策 ・視覚障害者用音響式信号機の整備支援 【防災交通課】

(3) 防災対策・災害時支援

【施策の方向】

災害時に被害を最小限に抑え、障害のある人が安全に避難できるよう、防災訓練の実施や地域での支援体制を充実・強化します。

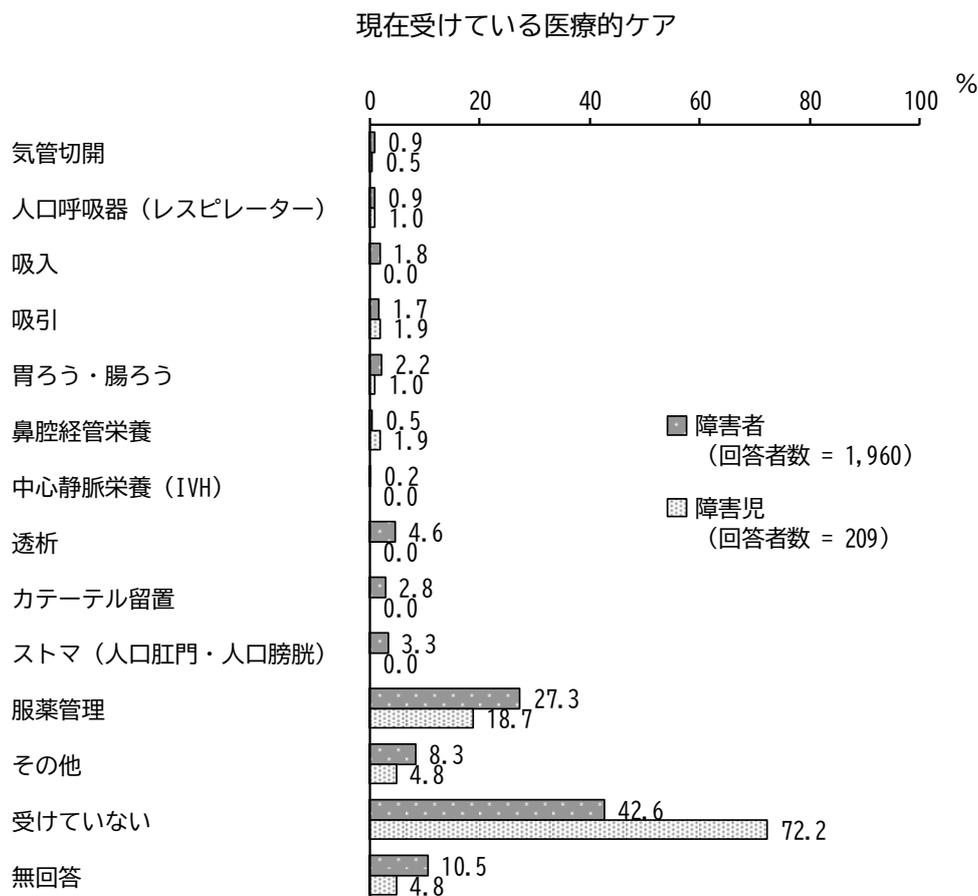
また、高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の環境整備を進めます。

施策の方向		内容	取り組む事業など
防災対策の推進	継続	障害のある人を含めた市民参加による防災訓練の実施や、自主防災組織や防災ボランティア組織などの地域における関係団体と連携することにより、防災に対する自助・共助の意識啓発に努めるとともに、地域における防災体制の充実・強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策事業 ・自主防災組織などの育成事業 ・防災体制の充実 ・家具等転倒防止器具取付支援事業 <p style="text-align: right;">【防災交通課】</p>
災害時の避難支援	継続重点	災害時に、高齢者や障害のある人などに対して、地域のなかで情報の伝達や避難などの手助けをするしくみづくりを個別支援計画をもとに進めます。また、制度の周知を継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援制度 ・災害時、家族の支援が受けられず自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人を地域で支援する制度 ・あんしんめーる、あんしん電話等情報伝達手段の充実 <p style="text-align: right;">【福祉課・高齢者支援課 ・防災交通課】</p>
福祉避難所の設置・運営	継続重点	高齢者や障害のある人・妊産婦・乳幼児・病弱者など、一般的な避難所では生活に支障をきたす避難行動要支援者のために、特別な配慮がなされた福祉避難所の具体的な運営について、物品・環境の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の設置・運営 <p style="text-align: right;">【防災交通課・福祉課 ・高齢者支援課・保険年金課 ・子ども未来課】</p>

6 保健・医療

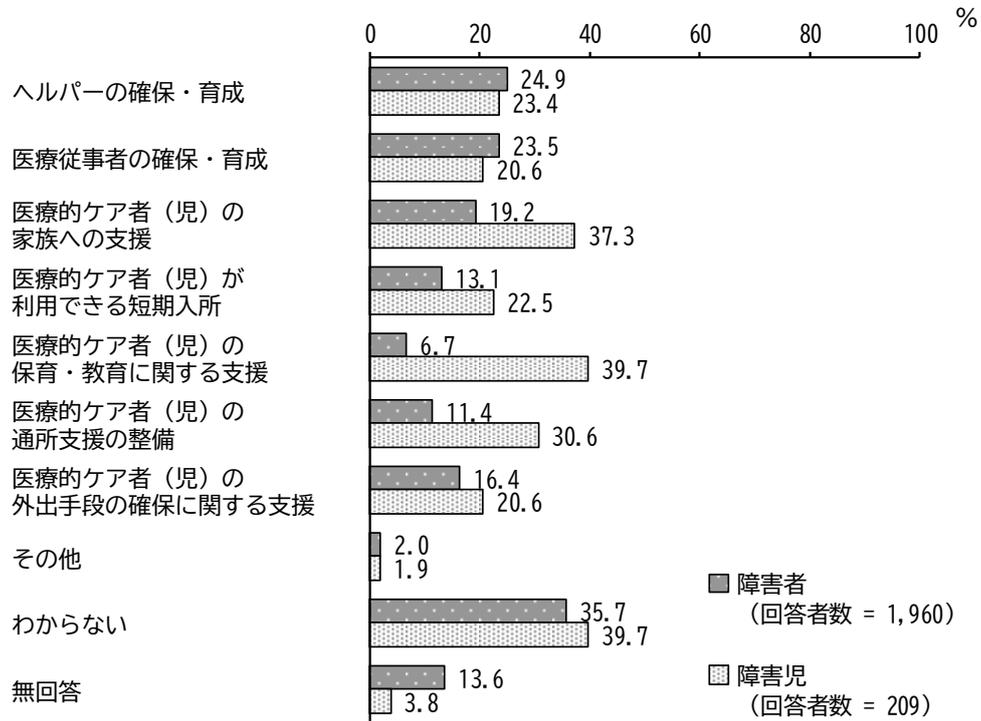
【現状】

- ・現在、何らかの医療的ケアを受けている障害者が46.9%、障害児が23.0%となっています。
- ・医療的ケアに関して、充実が必要な支援について、障害者で「ヘルパーの確保・育成」が24.9%、「医療従事者の確保・育成」が23.5%、障害児で「医療的ケア児（者）の家族への支援」が37.3%となっています。
- ・障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「保健や福祉にかかわる専門的な人を育てる」が21.1%、一般で「障害者が在宅での生活がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスを増やす」が40.7%となっています。
- ・ヒアリング調査では、近隣の総合病院に専門医がないという意見がありました。



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者・障害児・一般）」より

医療的ケアに必要な充実した支援

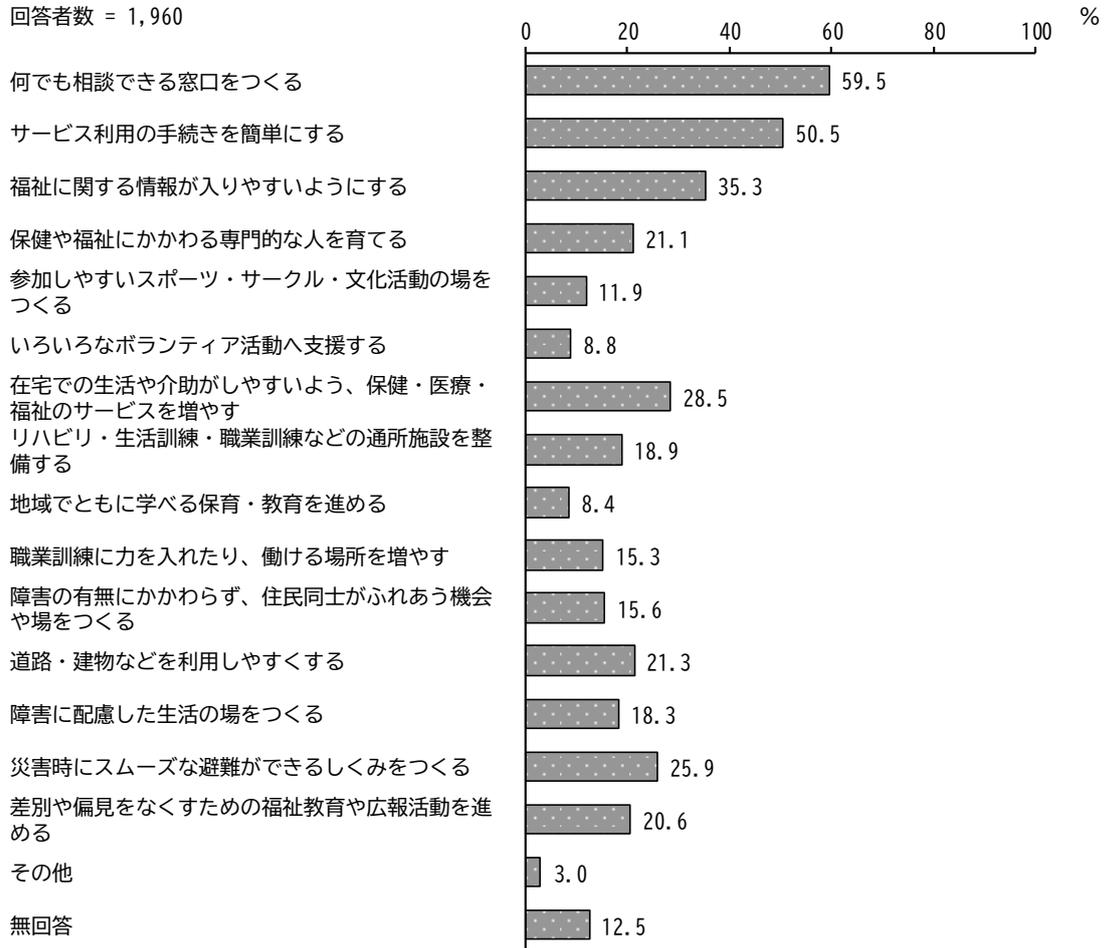


資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
（障害者・障害児・一般）」より

障害のある方にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

障害者

回答者数 = 1,960

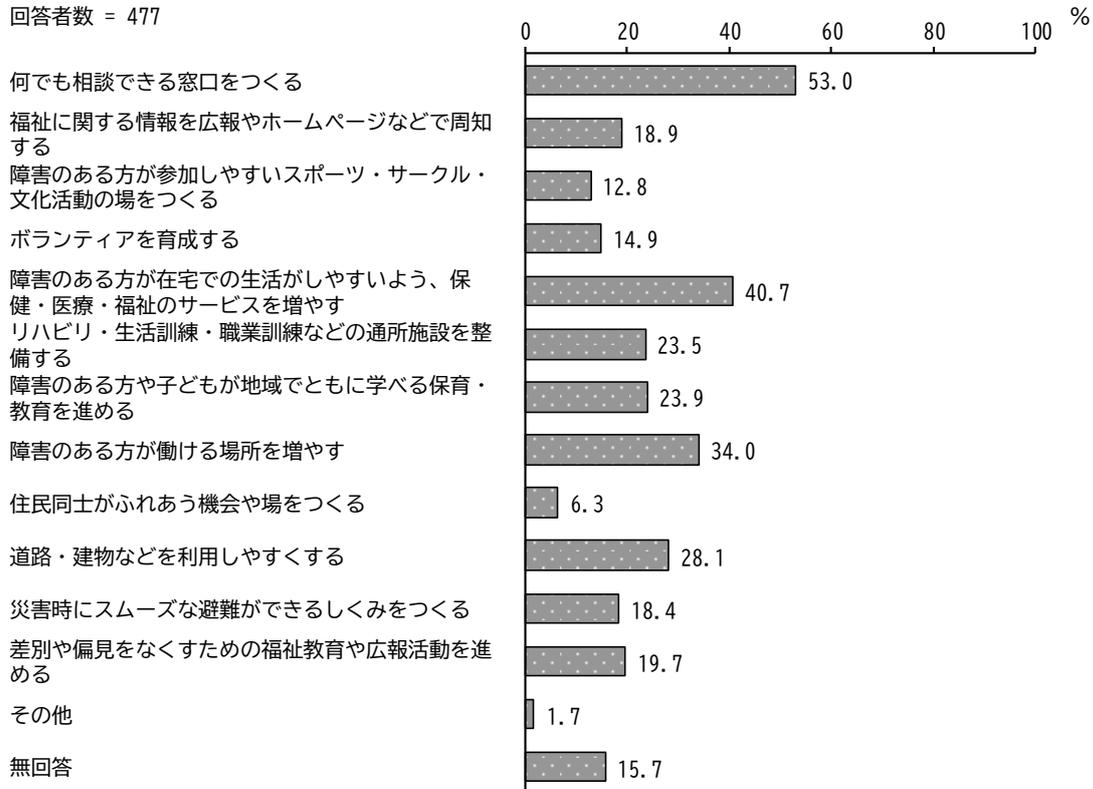


資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

障害のある方にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

一般

回答者数 = 477



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

【課題】

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障害者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要です。

(1) 健康診査等による予防・早期発見

【施策の方向】

健康診査などの実施により、障害の原因となる疾病を早期発見・予防するとともに、適切な治療や療育につなげるなど、必要な支援を行います。

また、乳幼児期においては、発達障害を早期に発見し適切な支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
健康診査・健康相談による早期発見	継続	乳幼児期・青年期・高齢期など各時期において、健康診査又は医師や保健師・看護師などによる健康相談を実施し、障害や障害の原因となる疾病の早期発見に努め、適切な対応につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康診査事業 ・予防接種 ・発達相談事業 <p style="text-align: right;">【健康推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査事業 <p style="text-align: right;">【健康推進課・保険年金課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学時健康診断事業 <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
健康づくりによる予防	継続	市民の健康づくりを支援することにより、障害の発生を予防します。	<ul style="list-style-type: none"> ・親子教室 ・心理相談 <p style="text-align: right;">【健康推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人保健事業（特に生活習慣病予防事業） <p style="text-align: right;">【健康推進課・保険年金課】</p>

(2) 障害に対する適切な医療の実施

【施策の方向】

障害のある人が適切な医療を継続的に受けることができるように、医療費助成を実施するとともに、国に補助制度の創設を要望します。

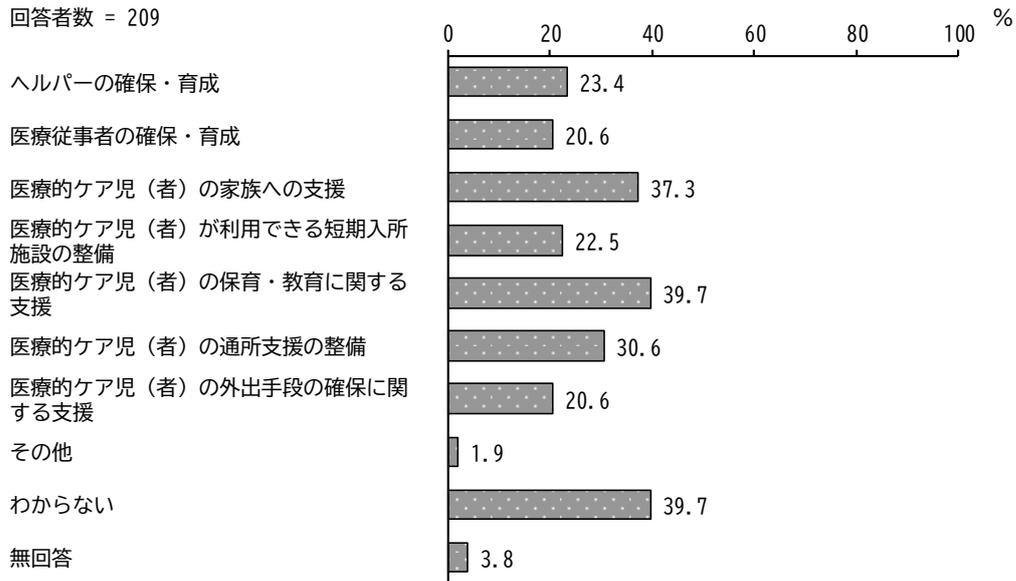
施策の方向		内容	取り組む事業など
医療費の助成	継続	障害に対する適切な医療を継続して受けることができるように、医療費の助成を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療費の給付 【福祉課】 ・ 障害者医療費の給付 心身障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者の医療費自己負担分を助成 ・ 精神障害者医療費の給付 精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害者の医療費自己負担分を助成 ・ 後期高齢者福祉医療費の給付 障害のある高齢者の健康の保持増進を図るため、医療費自己負担分を給付 【保険年金課】

7 教育・育成

【現状】

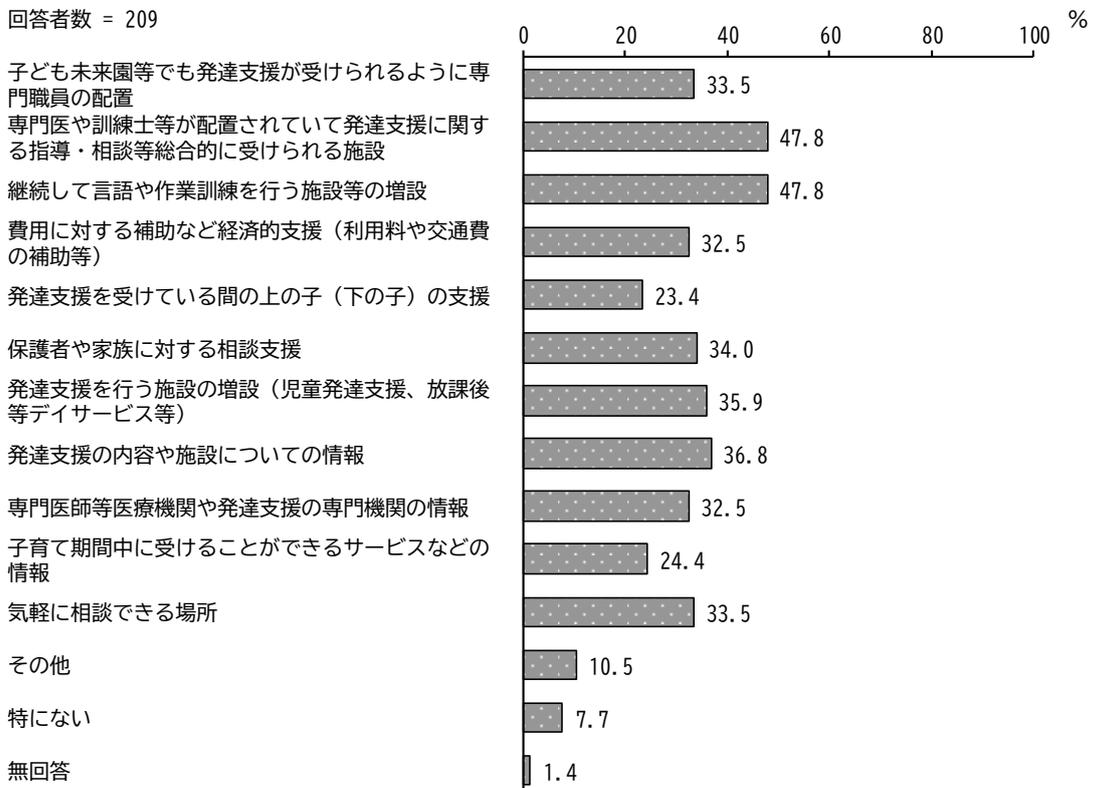
- ・医療的ケアに関して、充実が必要な支援について、障害児で「医療的ケア児（者）の保育・教育に関する支援」が39.7%となっています。
- ・発達支援などでさらに充実させてほしいと思うことについて、障害児で「専門医や訓練士等が配置されていて発達支援に関する指導・相談等総合的に受けられる施設」、「継続して言語や作業訓練を行う施設等の増設」が47.8%と最も高く、次いで「発達支援の内容や施設についての情報」が36.8%となっています。
- ・障害児に対するさらに充実させてほしい発達支援について、障害児で「学習に対する支援」が55.0%と最も高く、次いで「費用に対する補助など経済的支援」が41.1%、「友達など人との関わり方に対する支援」が40.7%となっています。
- ・発達に遅れの見られる子どもや、子どもの発達に不安を感じる保護者に対する支援について、一般で「不安を感じる親が専門家等に気軽に相談できる事業」が68.3%と最も高く、次いで「不安を感じる親同士が交流し、悩みを話し合ったり情報交換したりできる事業」が53.2%、「不安を感じる親が障害児の子育て経験のある親に相談できる事業」が41.3%となっています。
- ・ヒアリング調査では、支援学級の人数が増えており、学校に人出が足りないと感じるという意見がありました。

医療ケアに関して充実が必要な支援



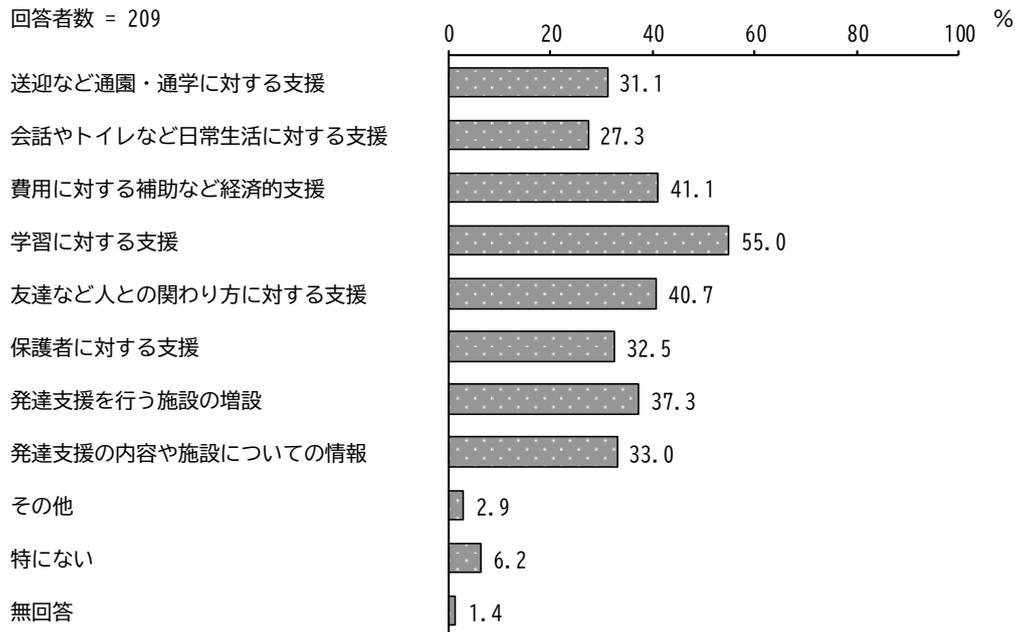
資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者・障害児・一般）」より

発達支援でさらに充実させてほしいこと



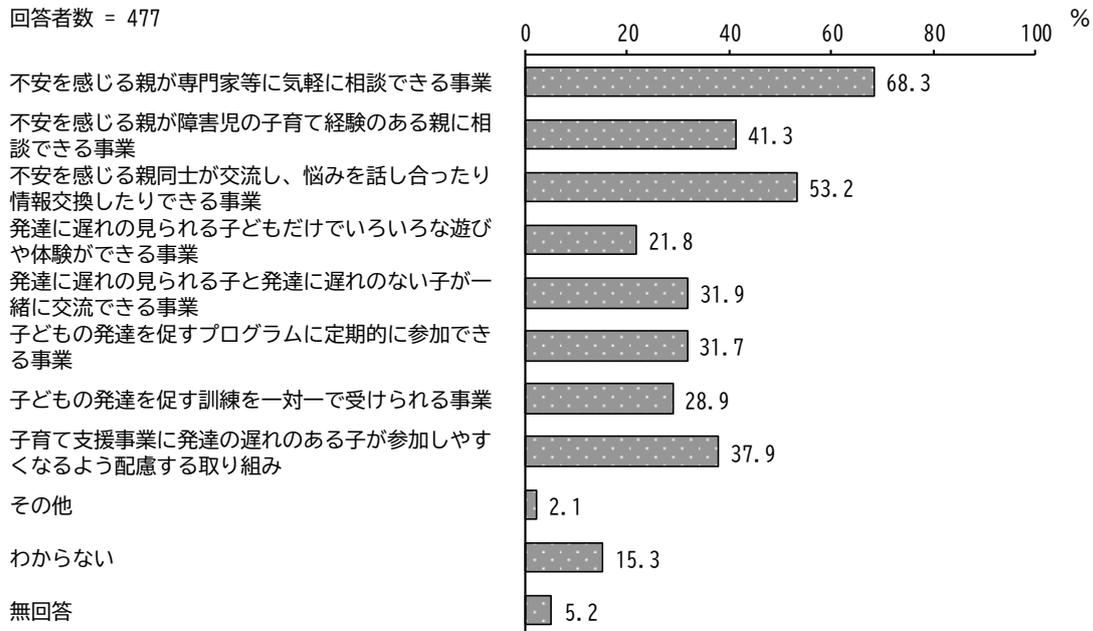
資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書（障害者・障害児・一般）」より

障害児に対する発達支援でさらに充実させてほしいこと



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

発達に遅れのある子どもや保護者に対する支援であると良い取り組みや事業



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

【課題】

障害の有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境を充実するためには、特別支援教育の視点を持つ教員を育成し、障害のある子どもの個々に応じた指導の実現や多様な学びの場と共に学ぶ場の充実することが必要です。

また、地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障害特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

(1) 専門機関での療育・教育の実施

【施策の方向】

就学前の乳児・幼児の発達支援において、保護者とともに個別対応の支援を提供します。特別支援教育において、関係機関と連携し、障害を持つ児童生徒の自立を支援するとともに、青少年センターを中心に子どもや若者の支援を実施します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
早期療育の実施	継続	心身の発達に何らかの援助が必要な就学前の乳児・幼児の特性を踏まえ、保護者とともに一人ひとりに対応した支援を行います。また、子ども未来園との交流事業を実施するとともに、幼稚園との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市児童発達支援事業実施施設犬山市心身障害児通園施設こすもす園の運営 【子ども未来課】 ・児童発達支援事業 【福祉課】
特別支援教育の実施	継続	各小中学校や県立の特別支援学校、犬山市特別支援教育連絡協議会、犬山市教育研究会、特別支援教育研究委員会、犬山市特別支援学級研究協議会など、障害を持つ児童生徒の自立を図るため、特別支援教育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市特別支援教育連絡協議会の運営 ・特別支援教育に係る研修の積極的参加 ・特別支援教育支援員・介助員・看護師の配置 ・市内小中学校の特別支援学級の児童生徒が交流する会の開催 【学校教育課】
青少年支援教育の実施	継続	青少年センターを核とした困難を抱える子ども、若者の支援事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置及び研修会・講演会の開催 【文化スポーツ課】
障害児の発達支援	継続	重度の障害などにより外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して発達支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型児童発達支援事業 【福祉課】
		幼稚園や小学校などを訪問し、集団生活に適応するために必要となる専門的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援 【福祉課】
障害児のサービス提供体制の構築	継続	児童発達支援センターを中心に、地域の支援体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 【福祉課】

(2) 福祉人材の育成・確保

【施策の方向】

療育に直接携わる保育士や保健師をはじめ、障害のある子どもに関わる機関の職員が専門的な研修を受けることにより、障害への理解を深め、適切な指導・助言をしていくための指導力の向上を図ります。

また、障害福祉に関わる職員などに研修を開催し、資質向上や人材育成を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
療育関係職員の専門性の向上	継続	療育に携わる職員が、県などが実施する専門的な研修に参加することにより、障害に対する理解をより深めるとともに、専門性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 各専門研修への積極的参加 【福祉課・健康推進課 ・子ども未来課】
福祉人材の育成	継続	障害福祉に関わる機関の職員や相談支援専門員の資質向上や人材育成のため、基幹相談支援センターを中心に、研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 犬山市障害者自立支援協議会の活用 各専門研修の情報提供 【福祉課】
福祉人材の確保	継続	市民に福祉事業所への理解を通し、福祉職への興味から福祉人材の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 犬山市障害者自立支援協議会の活用 【福祉課】

(3) 一貫した教育支援

【施策の方向】

乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援ができるように、相談支援体制を構築します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
個別の支援計画の作成	継続重点	サービス利用者や個別支援が必要な障害のある子どもに対し、一人ひとりの実態や教育的な支援目標、内容などの情報を共有し、進学、進級、就職しても同じ視点で適切な支援を行うことができるよう計画書を作成し、継続的に活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児相談支援 【福祉課】 ・個別の教育支援計画書「あゆみ」の活用 【子ども未来課・学校教育課】
一貫した支援体制の整備	継続重点	ライフステージの移行に一貫した支援をするために必要な体制について、関係機関で検討し、整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市障害者自立支援協議会の活用 【福祉課・健康推進課 ・子ども未来課・学校教育課】
相談の連携	継続重点	障害のある人や家族を継続して支援できるように、基幹相談支援センター・障害児相談支援事業所・子ども未来園・学校・保健・医療機関などとの連携を密にします。	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談窓口の連携 【福祉課・健康推進課 ・子ども未来課・学校教育課】

(4) 生涯学習の振興

【施策の方向】

障害の種別にかかわらず、すべての障害のある人の社会参加が求められていることから、スポーツに親しむ環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室などを開催します。

また、生涯学習や文化活動に誰でも参加できるように、障害のある人に配慮した活動環境の整備を進めます。

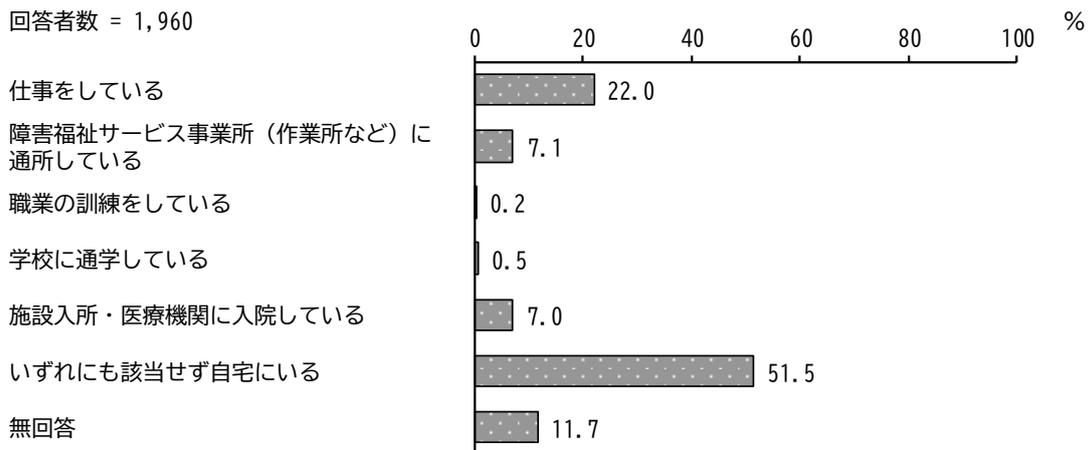
施策の方向		内容	取り組む事業など
スポーツの振興	継続重点	様々なスポーツを通して、障害のある人の自立や社会参加が促進されるよう、各種スポーツ大会を開催します。また、障害者スポーツの各種大会やスポーツ教室の情報を障害者団体に提供したり、障害のある人もスポーツに親しむことのできる機会を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> 各種スポーツ大会の開催【文化スポーツ課】 障害者スポーツの振興支援【福祉課・文化スポーツ課】 障害者運動会などの開催【福祉課】
生涯学習環境の整備	継続重点	いつでも、どこでも、誰でも学べることのできる生涯学習環境を整備し、障害のある人も参加しやすいよう配慮します。また、文部科学省の「障害者学習支援推進室」と連携し、障害者の多様な学習活動に関する情報を収集していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習講座事業 生涯学習支援事業 生涯学習施設の活用【文化スポーツ課・福祉課】
文化芸術活動の振興	継続重点	障害のある人の文化芸術活動を支援するため、市内にある文化財などへの入場登閣料、入館料などを免除、減額します。また、作品展を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 犬山城、どんでん館、文化史料館への入場登閣料などの減免【歴史まちづくり課】 障害者の作品展の開催【福祉課・文化スポーツ課】

8 雇用・就業

【現状】

- ・ 障害者の就労状況について、障害者で「仕事をしている」が22.0%、「障害福祉サービス事業所（作業所など）に通所している」が7.1%となっています。
- ・ 障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「職業訓練に力を入れたり、働ける場所を増やす」が15.3%、一般で「障害者が働ける場所を増やす」が34.0%となっています。
- ・ ヒアリング調査では、働きやすい環境、困った時に話を聴いてくれる職場環境、良い人間関係が、障害者でも長期で働き続けることができる要因という意見がありました。

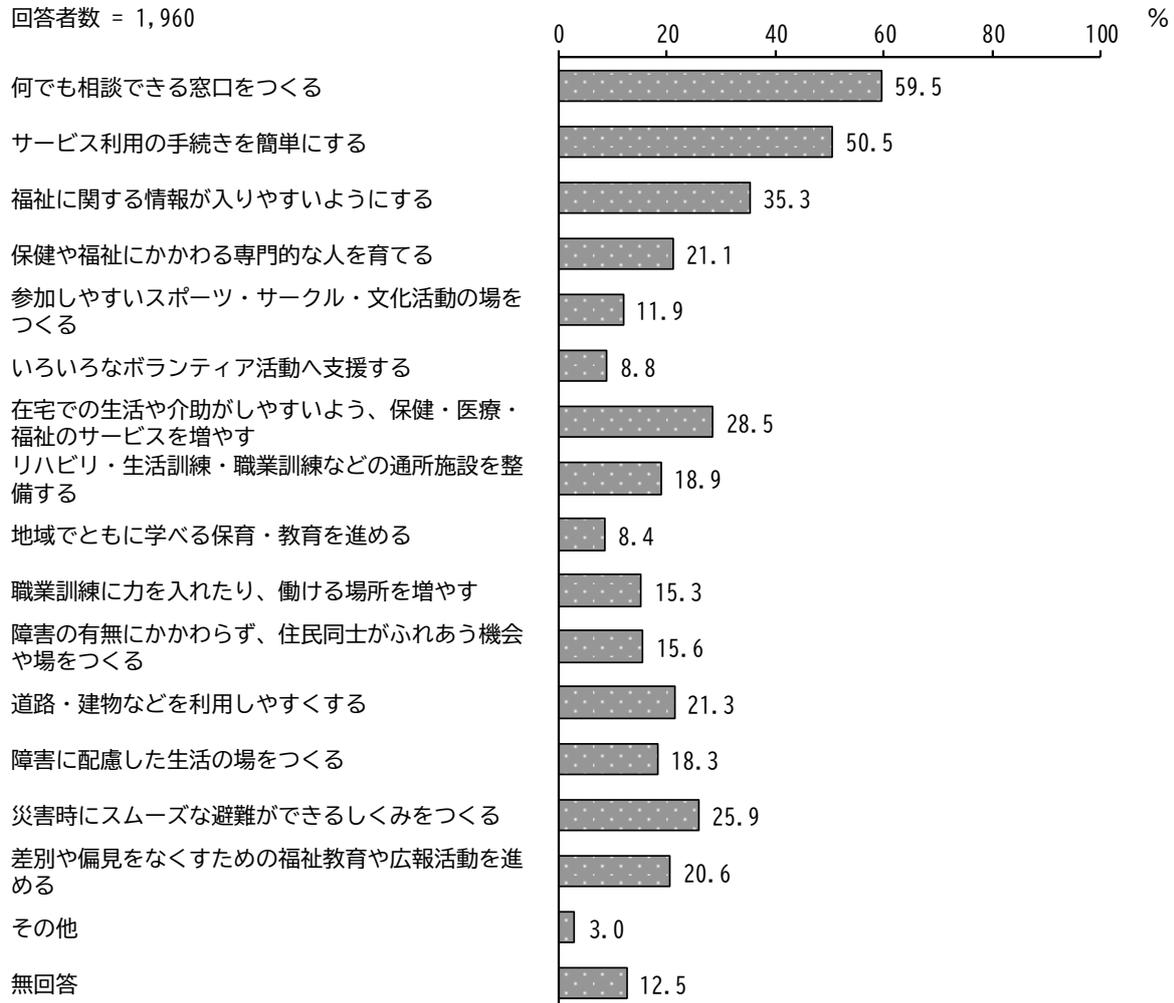
発達に遅れのある子どもや保護者に対する支援であると良い取り組みや事業



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
（障害者・障害児・一般）」より

障害のある方にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
障害者

回答者数 = 1,960

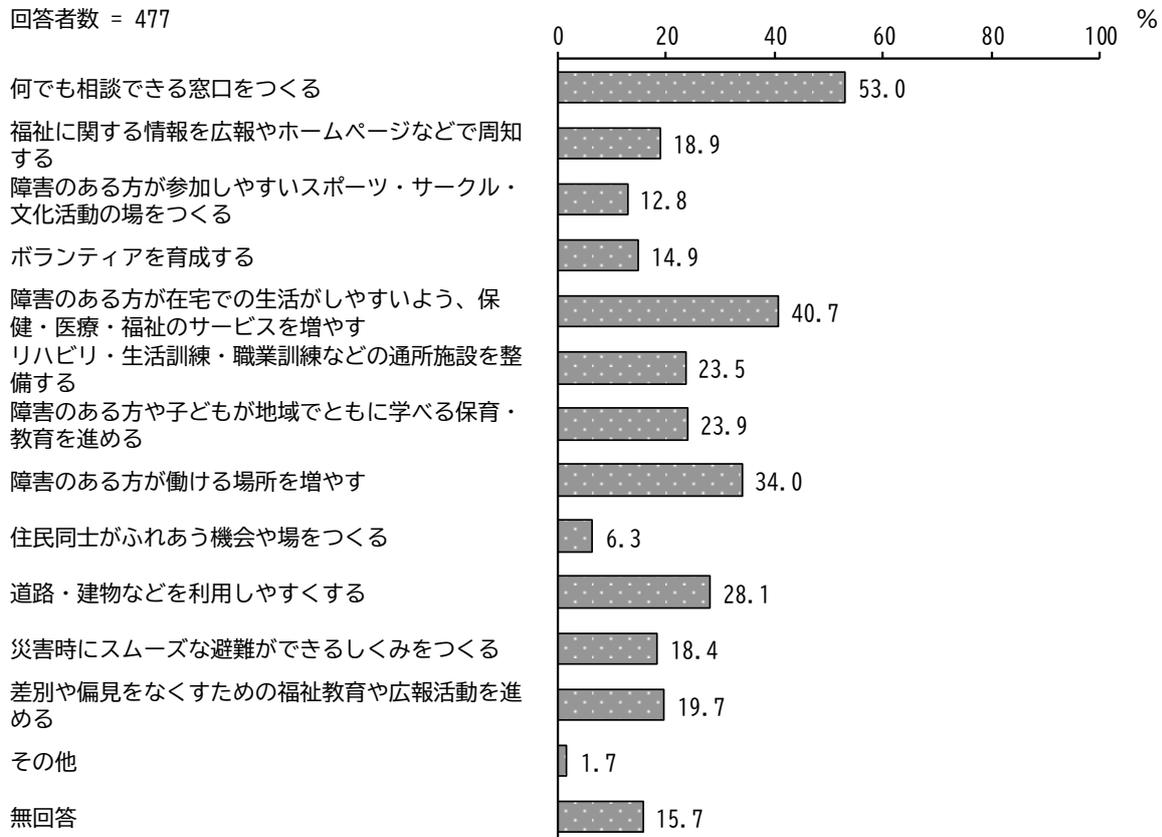


資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

障害のある方にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

一般

回答者数 = 477



資料：令和5年3月「犬山市障害支援に関するアンケート調査結果報告書
(障害者・障害児・一般)」より

【課題】

障害者が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

企業と就労する障害者とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

今後、障害者雇用を行う市内の企業等の新規開拓の取り組みや、一人ひとりに合った就労形態をとることができるように企業実習を行う等、障害者就労に結び付く取り組みが必要です。

(1) 就労移行支援

【施策の方向】

公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターなどの関係機関と連携し、障害者雇用の周知と促進を図ります。

また、一般就労への訓練として、障害福祉サービスの就労移行支援事業の利用促進を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
障害者雇用の促進	継続 重点	働く障害のある人や働くことを希望する障害のある人を支援するため、一般企業や公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなどと連携して障害者雇用の周知・促進をします。	・障害者雇用の周知・促進 【産業課・福祉課】
就労移行支援の利用推進	継続	障害者雇用につなげるため、障害のある人の就労訓練の場として就労移行支援の利用を促進します。	・就労移行支援事業 【福祉課】

(2) 働く場の確保と就労継続支援

【施策の方向】

障害のある人に市の実施する業務を委託し、福祉的就労を支援します。

また、一般就労が困難な障害のある人の福祉的就労の場として、障害福祉サービスの就労継続支援事業の利用促進を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
働く場の確保	継続	市内の障害者就労施設に市の実施する業務を委託し、障害のある人に生きがいを持って携われる働く場を提供し、福祉的就労を支援します。	・空きびん選別業務の委託 家庭から出される資源物（びん）の選別、粉碎を、社会福祉法人に委託 【環境課】
優先調達の推進	継続	障害者就労施設などからの物品などの優先調達を推進し、障害のある人の就労や在宅就業障害者などの自立を支援します。	・障害者就労施設などからの物品などの調達推進 【福祉課】
就労継続支援の利用促進	継続 重点	一般就労が困難な障害のある人に対し、知識や能力に応じた福祉的就労活動の場を提供します。また、生産活動などを通して安定した生活が送れるよう支援します。	・就労継続支援事業 【福祉課】

(3) 就労定着支援

【施策の方向】

障害のある人が就労移行支援などから一般就労に定着できるよう支援します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
就労定着への支援	継続重点	就労することにより生じる生活面の課題について、事業所や家族との連絡調整などにより支援します。	・就労定着支援事業 【福祉課】

第5章

数値目標とサービスの見込み量

第5章 数値目標とサービスの見込み量

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における目標の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度末の施設入所者数(A)	65人	-	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	64人	70人	令和5年度末時点の入所者数
削減見込(A-B)	1人	0人	差引減少見込数
地域生活移行者数	2人	0人	令和5年度末段階での削減見込数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	実績	考え方
開催回数	年1回以上開催	1回	各年度1回以上開催
関係者の参加数	10人/回	10人/回	保健、医療、福祉の各関係者を含め開催
目標設定	各回1つ以上設定	実績なし	各回目標を設定して実施
評価の実施回数	各年度1回	1回	評価を各年度1回実施

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標値	実績	考え方
地域生活支援拠点	1箇所	3箇所	令和5年末時点で市で1箇所
地域生活支援拠点等の運用状況確認	年1回以上	1回	令和5年度末までの間、年1回以上運用状況の検証及び検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労へ移行

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	一人	6人	福祉施設の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の一般就労移行者数	10人	11人	福祉施設の利用者で令和5年度に一般就労した人数

② 就労移行支援事業から一般就労へ移行

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の就労移行支援事業の利用者で一般就労した人数	一人	3人	就労移行支援事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の就労移行支援事業の利用者で一般就労した人数	4人	7人	就労移行支援事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数

③ 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業から一般就労へ移行

●就労継続支援A型

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の就労継続支援A型事業の利用者で一般就労した人数	一人	3人	就労継続支援A型事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の就労継続支援A型事業の利用者で一般就労した人数	4人	2人	就労継続支援A型事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数

●就労継続支援B型

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の就労継続支援B型事業の利用者で一般就労した人数	一人	0人	就労継続支援B型事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の就労継続支援B型事業の利用者で一般就労した人数	1人	2人	就労継続支援B型事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数

(5) 発達障害等に対する支援

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の参加人数	0人	0人	1人	0人	0人	0人
ペアレントメンターの数	0人	0人	1人	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人	0人	0人	0人

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	実施年度	実施人数	内訳
医療的ケア児 コーディネーター	令和3年度	3人	保健1、障害福祉2
	令和4年度	3人	保健1、障害福祉2
	令和5年度	4人	保健1、障害福祉2、 保育1

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加	2人	2人	2人	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果について共有	12回	12回	12回	12回	12回	12回

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件	12件	12件	12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、**本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。**

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和8年度末の施設入所者数	72人	国の基本指針は令和4年度末時点（69人）から5%削減（3名）だが、入所状況を勘案し設定。
令和8年度末までの地域生活移行者数	2人	国の基本指針は令和4年度末の施設入所者数（69人）の6%（4名）が、施設からグループホーム等へ地域移行だが、入所状況を勘案し設定。

【国の基本指針】

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

○目標達成のための方策

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値		設定の考え方
令和8年度末の 長期入院患者の地域 生活への移行に伴う 地域の精神保健医療 福祉体制の基盤整備 量（利用者数）	1.9 人	*****

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	3人	3人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	3人	3人	3人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	21人	21人	21人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人

【国の基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのため、活動指標を明確にし、各取組を積極的に推進することが必要である。

○目標達成のための方策

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目標値	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	*****

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点の設置か所数	3か所	3か所	3か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	0回	0回	1回

【国の基本指針】

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

○目標達成のための方策

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	15人	令和8年度末時点で、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(12人)の1.28倍増。
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	10人	令和8年度末時点で、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績(8人)の1.31倍増。
就労継続支援事業からの一般就労への移行者数	4人	令和8年度末時点で、就労継続支援A型及び就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。就労継続支援A型は令和3年度実績値(3人)の1.29倍増、就労継続支援B型は令和3年度実績値(1人)の1.29倍。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上		
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の人数	2人	令和8年度末時点で、一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の人数。令和3年度実績値は0人だが、増加を見込む。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の5割以上		

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合

は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

○目標達成のための方策

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目標値	
令和8年度末までに 児童発達支援センター設置	1箇所
令和8年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる 体制構築	有
令和8年度末までに 重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業及び 放課後等デイサービス事業所の確保	2箇所
令和8年度末までに 保健、医療、障害福祉、 保育、教育等の関係機関等が 連携を図るための協議の場	設置
令和8年度末までに 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	配置

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム 等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しなら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

○目標達成のための方策

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目標値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	設置

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	1人	1人

【国の基本指針】

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

○目標達成のための方策

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

目標値		設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	有	*****

活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	12回	12回	12回

【国の基本指針】

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

○目標達成のための方策

3 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

【居宅介護（ホームヘルプ）】

居宅にて、入浴、排泄、食事の介助等を行うサービスです。

【重度訪問介護】

重度の障害があり常に介護を必要とする人に対して、居宅にて入浴、排泄、食事の介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービスです。

【同行援護】

行動に著しい困難を有する重度の視覚障害のある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供などを行うサービスです。

【行動援護】

知的障害・精神障害のために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。

【重度障害者等包括支援】

常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に対して、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	68	73	79	86	94	102
	時間/月	1,328	1,341	1,541	1,678	1,834	1,990
重度訪問介護	人/月	5	5	7	9	13	17
	時間/月	793	1,088	919	1,181	1,706	2,231
同行援護	人/月	16	13	16	16	16	16
	時間/月	189	179	263	263	263	263
行動援護	人/月	1	1	2	2	2	2
	時間/月	10	15	33	33	33	33
重度障害者等包括 支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

(2) 日中活動系サービス

【生活介護】

常時介護が必要な人に対して、主に日中に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労継続支援（A型・B型）】

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労定着支援】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにとりまなう課題解決にむけて必要となる支援を行うサービスです。

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする障害のある人に対して、主に日中に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行うサービスです。

【短期入所】

居宅で介護する人が病気の場合などに短期間施設へ入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	132	139	149	160	172	184
	人日/月	2,693	2,920	3,078	3,305	3,553	3,801
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	0	1	1	1	1
	人日/月	3	0	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	3	4	4	4	4
	人日/月	14	21	66	66	66	66
就労移行支援	人/月	17	19	22	25	29	33
	人日/月	309	338	393	447	518	590
就労継続支援 (A型)	人/月	75	73	76	79	83	86
	人日/月	1,481	1,465	1,518	1,578	1,658	1,718
就労継続支援 (B型)	人/月	151	156	160	164	167	171
	人日/月	2,778	2,935	2,945	3,019	3,074	3,147
就労定着支援	人/月	5	8	8	8	8	8
療養介護	人/月	7	7	7	7	7	7
短期入所 (福祉型)	人/月	8	35	35	35	35	35
	人日/月	40	141	141	141	141	141
短期入所 (医療型)	人/月	0	1	4	4	4	4
	人日/月	0	6	16	16	16	16

② 見込量確保の方策

(3) 居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

【施設入所支援】

施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

【自立生活援助】

施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか等を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	56	61	62	63	63	64
施設入所支援	人/月	64	69	70	72	73	74
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

【計画相談支援】

市町村は、必要と認められる場合、特定相談支援事業者が作成するサービス利用計画書の提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

【地域移行支援】

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保や、地域生活に移行するために障害福祉サービス事業所等への同行支援、入所施設や精神科病院への訪問による相談等の支援を行います。

【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談・訪問等の支援を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	56	61	62	63	63	64
地域移行支援	人/月	64	69	70	72	73	74
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

(5) 障害児支援

【児童発達支援】

就学前の子供を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

【医療型児童発達支援】

就学前の子供を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療もを行います。

【居宅訪問型児童発達支援】

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

【放課後等デイサービス】

就学中の障害のある子供に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【保育所等訪問支援】

保育所等を現在利用中の障害のある子供、又は今後利用する予定の障害のある子供が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等に対して訪問による支援を行います。

【障害児相談支援】

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	108	109	110	111	112	113
	人日/月	1,192	1,160	1,173	1,184	1,195	1,205
医療型児童発達支援	人/月	0	0	2	2	2	2
	人日/月	0	0	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	197	245	245	245	245	245
	人日/月	2,245	3,044	3,044	3,044	3,044	3,044
保育所等訪問支援	人/月	0	0	2	2	2	2
	回/月	0	0	2	2	2	2
障害児相談支援	人/月	74	109	124	141	161	183

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	3	3	4	4	4	4

② 見込量確保の方策

4 地域生活支援事業の見込量

① 必要な量の見込み

【必須事業】

I. 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動などを行います。

II. 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

III. 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人たちの権利擁護のために必要な援助を行います。

(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	1	1	2	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1

IV. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用などの視点から、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障害のある人、精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	1	1	1	1	1

V. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などに取り組みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし

VI. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	人/年	10	12	15	15	15	15
要約筆記者派遣事業	人/年	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1

VII. 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	11	4	6	11	11	11
自立生活支援用具	件/年	9	11	4	14	14	14
在宅療養等支援用具	件/年	13	9	8	27	27	27
情報・意思疎通支援用具	件/年	11	14	6	18	18	18
排泄管理支援用具	件/年	1,308	1,485	398	1,485	1,485	1,485
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	3	2	0	4	4	4

Ⅷ. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業（養成講習延受講者）	人/年	5	10	10	10	10	10

Ⅸ. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	21	20	32	32	32	32
	時間/年	1,613	1,159	3,447	3,447	3,447	3,447

Ⅹ. 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人が地域において充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等が適正かつ円滑に実施されるための機能強化を図ります。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	4	4	5	5	5	5
	人/年	48	45	58	58	58	58

② 見込量確保の方策

【任意事業】

Ⅰ. 訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障害のある人を対象に、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

Ⅱ. 日中一時支援事業

活動場所が必要な障害のある人等を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	箇所	5	4	8	8	8	8
	人/年	8	7	286	286	286	286
日中一時支援事業	箇所	5	11	25	25	25	25
	人/年	81	258	358	358	358	358

Ⅲ. 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

ア 自動車運転免許取得費助成事業

身体に障害のある人が、就労などの社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、取得に要する費用の一部を助成します。

イ 自動車改造費助成事業

身体に障害のある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活及び社会参加を促します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成事業	人	0	1	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	人	3	3	5	5	5	5